

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	フランスにおける憲法改正過程
他言語論題 Title in other language	The Constitutional Amendment Process in France
著者 / 所属 Author(s)	小林 公夫 (Kobayashi, Kimio) / 国立国会図書館 調査及び立法考査局 前 憲法課長
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
出版者 Publisher	国立国会図書館 調査及び立法考査局
通号 Number	783
刊行日 Issue Date	2016-4-20
ページ Pages	109-138
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	これまでに24回改正されているフランス現行憲法の改正過程を実例に即して紹介するとともに、国会の機能強化のための第24次改正が憲法改正案の国会審議に及ぼす影響についても考察する。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

フランスにおける憲法改正過程

国立国会図書館 調査及び立法考査局
前 憲法課長 小林 公夫

目 次

はじめに

I 憲法改正過程

- 1 憲法改正手続の概要
- 2 憲法改正案の審議過程

II 憲法改正の実際

- 1 これまでの憲法改正の状況
- 2 成立しなかった憲法改正の例
- 3 第 24 次改正までの憲法改正案の国会審議の状況
- 4 第 24 次改正後の憲法改正案の国会審議の状況

おわりに

別図 フランスの憲法改正過程

別表 1 フランス第 5 共和制憲法の改正経過

別表 2 国会で採択された後に手続が中止されたフランス第 5 共和制憲法の審議経過（1958～2008 年）

別表 3 フランス第 5 共和制憲法の第 24 次改正後に提出された憲法改正案の国会審議の状況

要 旨

- ① 1958年に制定されたフランスの現行憲法（いわゆる第5共和制憲法）の改正手続は、国会の両議院において同一の文言で採択された憲法改正案が国民投票によって承認された後に確定するというものである。ただし、政府が提出した憲法改正案については、大統領は、両議院で採択された憲法改正案を国民投票に代えて両院合同会議として招集する国会に付議することができ、この場合には、有効投票の5分の3で可決されれば憲法改正が成立する。
- ② 国会の各議院における憲法改正案の審議は、基本的に通常の立法手続と同じであり、採択に必要とされる賛成票数も、通常の法律案と同じである。
- ③ 各議院に提出された憲法改正案は、まず委員会において審査される。審査に先立ち、担当大臣、有識者等に対する聴聞が行われることもある。
- ④ 委員会審査が終了した憲法改正案は、本会議において、全体審議、逐条審議の順で審議される。政府提出憲法改正案の場合、審議の対象は政府の提出に係る原案であって委員会において採択された案文ではない点が、通常の法律案とは異なる。
- ⑤ 憲法改正案は、同一の文言で採択されるまで両議院の間を往復する。通常の法律案とは異なり、両議院の意思が一致しない場合に各議院の代表者によって妥協案の作成が試みられる両院協議会を経た上で最終的に下院の議決が優先される仕組みは、適用されない。
- ⑥ 現行憲法は、これまでに24回改正されている。いずれも政府が提出した憲法改正案によるが、成立しなかった政府提出憲法改正案の事例も7件ある。
- ⑦ これまでの憲法改正案の国会審議の状況を見ると、委員会審査は1～2日で終了しており、本会議の審議日数も7日以内という例が大半を占めている。
- ⑧ 現行憲法は、国会に対して政府が優位する統治構造を採用している。第24次改正（2008年）によって国会の機能強化が図られたものの、憲法改正の場面では政府提出憲法改正案に適用されない改正規定もあり、第24次改正後の憲法改正案の審議状況を見る限り、当該改正が憲法改正案の国会審議に与える影響は限定的なものにとどまっているように思われる。

はじめに

国法体系の頂点にある憲法を改正した場合には、立法・行政・司法の各分野に様々な影響を及ぼすことになる。したがって憲法改正には熟慮が必要であり、通常法律の改正よりも手続が強化されているのが世界的に見て通例である。

筆者は我が国を含む主要 12 か国（英国を除く G7 諸国、オーストラリア、韓国、スイス、スウェーデン、スペイン及びロシア）の憲法改正手続について調査したことがあるが⁽¹⁾、これらの国では憲法改正に国会⁽²⁾が全く関与しない制度は皆無であり、熟慮を要する憲法改正過程において国会の占める役割は大きいと言える。

例えば我が国では、憲法改正案は最終的に国民投票によって承認されるが、その前段階として国会の各議院における総議員の 3 分の 2 の多数による憲法改正案の可決が必要とされている（日本国憲法第 96 条）。このような日本国憲法の改正手続の理想的な運用の在り方は、民意を反映した国会議員によって時間をかけてゆっくりと合意が形成された後に、国民に対して国民投票の対象となる案件についての情報が十分に提供された上で国民投票が実施されることであり⁽³⁾、中でも、国会における審議については、「十分な時間をかけて審議を行うことによって、問題点の洗い出しをする必要がある。特に、改正前の現状にどのような問題点が存在し、改正後はそれがどのように改善されるのかを、国会審議を通じて国民に提示する必要がある。」⁽⁴⁾などと指摘されている。

この点、諸外国の国会では、憲法改正案の審議はどのように行われているのであろうか。本稿は、こうした問題意識からフランスにおける憲法改正過程について調査した結果を取りまとめたものである。同国を調査の対象としたのは、① 2 院制の国会を有する単一国家であり、憲法改正手続が国会の各議院における憲法改正案の可決と国民投票による承認（ただし、政府が提出した憲法改正案については国会の両院合同会議の可決によって代替が可能）という 2 段階の手続となっているなど我が国と共通点があること、② 比較的最近に至るまで憲法改正が行われていることを含め実例が豊富にあることによる。

以下では、最初に憲法改正手続を含む憲法改正過程を概観した上で、実例に即して憲法改正がいかなる過程を経て行われているのかを紹介する。

なお、文中で言及する人物の所属、肩書等はいずれも当時のものであり、引用文における「」は筆者において記述を補ったことを示す。

I 憲法改正過程

1 憲法改正手続の概要

1958 年に制定された現行憲法（いわゆる第 5 共和制憲法⁽⁵⁾。以下「憲法」という。また、単に条名等を示して引用する規定は、現行憲法のものである。）は、第 16 章として、第 89 条 1 か条のみから

* 本稿の記述は、原則として 2016 年 1 月末時点のデータに基づく。また、注に掲げるインターネット情報は、2016 年 2 月 22 日現在のものである。

(1) 小林公夫『主要国の憲法改正手続』（調査資料 2014-1-a 基本情報シリーズ①⑥）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2014. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8727475_po_201401a.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(2) 本稿においては、国レベルの立法機関の呼称は「国会」で統一する。

成る「改正」と題する章を設けている。同条に規定する手続は、憲法改正案の提出者が誰であるかによって異なっている。

(1) 憲法改正案の提出権者

憲法改正案は、①首相の提案に基づく大統領及び②国会議員が、それぞれ提出することができる（第 89 条第 1 項）。憲法では、前者が提出する憲法改正案を「政府提出（憲法）改正案（*projet de révision (constitutionnelle)*）」と、後者が提出する憲法改正案を「議員提出（憲法）改正案（*proposition de révision (constitutionnelle)*）」と呼んでいる。（6）で述べるように、大統領が①欠けている間又は②職務不能となり後任の大統領が選出されるまでの間は、憲法改正手続に関する第 89 条の規定は適用され得ない（第 7 条第 11 項）から、大統領の憲法改正案提出権は、その職務代行者によっては行使され得ない権限の一つと位置付けられる⁽⁶⁾。

なお、憲法には明記されていないが、これまでの事例では、憲法改正は憲法的法律（*loi constitutionnelle*）⁽⁷⁾によって行われており、憲法改正案も憲法的法律案（政府提出の場合は“*projet de loi constitutionnelle*”、議員提出の場合は“*proposition de loi constitutionnelle*”）として提出されている。以下で用いる「政府提出憲法改正案」には“*projet de loi constitutionnelle*”を、「議員提出憲法改正案」には“*proposition de loi constitutionnelle*”を含むものとする。

(2) 国会の両議院による採択

提出された憲法改正案は、まず国会の上院である元老院（*Sénat*）及び下院である国民議会（*Assemblée nationale*）⁽⁸⁾それぞれによって同一の文言で採択⁽⁹⁾される必要がある（第 89 条第 2 項）。

憲法改正案の採択に必要な賛成票数については、特段の規定もないことから通常的法律案と同じく有効投票（*suffrages exprimés*）⁽¹⁰⁾の過半数と説かれており⁽¹¹⁾、国会における実務においてもそのように取り扱われている⁽¹²⁾。

(3) 福井康佐「国民投票による憲法改正の諸問題」『大宮ローレビュー』6号, 2010.2, p.93. <<http://www.omiyalaw.ac.jp/library/lawreview/No.6/No.6-fukui.pdf>>

(4) 同上, p.97.

(5) 正式の題名は「憲法」であるが、それまでの憲法と区別するために「1958年10月4日の憲法」と呼ばれることが多い。なお、1958年10月4日とは、国民投票を経て新たに制定された憲法が大統領によって審署（後掲注18参照）された日である。後述する憲法改正の日付も、憲法改正が大統領によって審署された日付である。

(6) *Assemblée nationale*, “La révision de la Constitution,” *Fiche de synthèse*, n° 43, 2014.4.16. <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-legislatives/la-revision-de-la-constitution>>

(7) 「憲法的法律」とは、「憲法典を改正する法律」と説明されている（R. ギリアン・J. ヴァンサン編著（中村紘一ほか監訳, *Termes juridiques* 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012, p.263（原書名: Raymond Guillien et Jean Vincent, *Lexique des termes juridiques*, 16^e éd., 2007）等参照）ように、今日では専ら憲法典を改正する際に用いられる法形式である（そのため、“*loi constitutionnelle*”に「憲法改正法律」の訳語を充てる例もある。）。なお、歴史的に見れば、いわゆる第3共和制憲法は、単一の憲法典ではなく、1875年に制定された3つの「憲法的法律」によって構成されていた。

(8) 上院は、地方自治体の代表を確保するとされ、その議員は、間接選挙により選出される（第 24 条第 4 項）。任期は 6 年で、解散はない。下院議員は、直接選挙により選出される（同条第 3 項）。任期は 5 年（正確には、総選挙が行われてから 5 年目の 6 月の第 3 火曜日まで）であるが、大統領による解散がある。（古賀豪ほか『主要国の議会制度』（調査資料 2009-1-b 基本情報シリーズ⑤）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010, p.34. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 等参照）

(9) 本稿において「採択」とは、①議案を提出された原案どおり可決する場合、②議案を修正議決する場合、③他の議院が可決又は修正議決した議案に同意する場合を総称する意味で用いる。

(3) 国民投票による承認

国会の両議院によって同一の文言で採択された憲法改正案は、国民投票によって承認された後に確定される（第 89 条第 2 項）。

承認の要件は、憲法上明記されていないが、選挙法典 (code électoral) L. 第 558-44 条により有効投票の過半数とされている。投票は、「賛成」・「反対」があらかじめ白紙に印刷された投票用紙を用いて行われる（同法典 L. 第 558-45 条）。投票権者は、満 18 歳以上のフランス人である（同法典 L. 第 2 条）。⁽¹³⁾

(4) 政府提出憲法改正案の両院合同会議による可決

政府提出憲法改正案に関しては、大統領が両院合同会議 (Congrès) として招集する国会の審議に付することを決定したとき⁽¹⁴⁾は、国民投票に付されない（第 89 条第 3 項）。両院合同会議に付された政府提出憲法改正案は、有効投票の 5 分の 3 の多数で可決される必要がある（同項）。

国会で採択された政府提出憲法改正案の確定手続を国民投票と両院合同会議のいずれに委ねるかの選択権は、大統領にある⁽¹⁵⁾。

このように政府提出憲法改正案に 2 つの確定手続が予定されていることで、両院合同会議で所定の賛成が得られなかった場合に、当該憲法改正案を国民投票に付することができるかということが問題となり得る。これまでのところ大統領が選択した方法で憲法改正が確定しなかった例はないため、理論上の問題にとどまっているが、否定論⁽¹⁶⁾と肯定論⁽¹⁷⁾がある。

(5) 大統領による審署

確定された憲法改正は、大統領によって審署⁽¹⁸⁾され⁽¹⁹⁾、官報において公布される⁽²⁰⁾。

(10) 直訳すると「表明された投票」。投票総数から白紙票及び無効票を除いた数とされる (Serge Guinchard et Thierry Debard (sous la direction), *Lexique des termes juridiques*, 21^e éd., Paris: Dalloz, 2013, p.894 参照)。

(11) Philippe Ardant et Bertrand Mathieu, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 26^e éd., Paris: LGDJ-Lextenso éditions, 2014, pp.79-80 等参照。

(12) 憲法改正案について記名投票が行われたときは、その結果が会議録に①投票総数、②有効投票数、③有効投票の過半数、④賛成票数、⑤反対票数に区分されて記載されており、憲法改正案の採択に必要な賛成票数が③とされていることが分かる。なお、上院規則第 52 条第 1 項及び下院規則第 68 条第 1 項は、各議院における議案の採択に必要な賛成票数が原則として有効投票の過半数である旨を定めている。

(13) 従来、国民投票の手続に関する一般法は存在しなかったが、「憲法第 11 条の適用に関する 2013 年 12 月 6 日の法律第 2013-1116 号」による改正後の選挙法典の法律の部に「第 6 編の 3 国民投票活動に適用される規定」が新設され、その「第 2 章 国民投票の組織」の「第 1 節 一般規定」において、国民投票の承認要件及び投票用紙に関する規定が置かれるとともに、L. 第 558-46 条で投票人、投票人名簿、投票運動等については第 1 編第 1 章第 1 節等の規定が適用される旨が定められた（服部有希「フランスの国民投票制度の改正—国会議員と有権者による共同発案—」『外国の立法』No.265, 2015.9, p.59. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9494204_po_02650003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>）。

(14) この場合には、招集日を明記した大統領のデクレ（命令）が発される。

(15) Michel Lascombe et al., *Code constitutionnel et des droits fondamentaux*, 5^e éd., Paris: Dalloz, 2015, p.1461; Louis Favoreu et al., *Droit constitutionnel*, 12^e éd., Paris: Dalloz, 2009, p.773 参照。ただし、国民投票の実施又は両院合同会議の招集に関する大統領のデクレには、首相（国民投票については首相及び所管大臣）の副署が必要とされている（第 19 条）。

(16) François Luchaire et al. (sous la direction), *La constitution de la République française: analyses et commentaires*, 3^e éd., Paris: Economica, 2009, p.2003 (Pascal Jan 執筆); Thierry S. Renoux et Michel de Villiers (sous la direction), *Code constitutionnel*, 6^e éd., Paris: LexisNexis, 2013, p.953 等参照。前者は、手続の平行性 (parallélisme des formes) に鑑み、第 89 条に明記する 2 つの方法の 1 つが終了した時点で憲法改正手続は法的に終了したとみなすべきではないかと説く。

(6) 憲法改正の限界

現行憲法は、憲法改正の限界に関し、次のような明文の規定を置いている。

時間的な限界として、第 1 に、領土の保全が害されているときは、いかなる憲法改正手続も開始し、又は続行することができない（第 89 条第 4 項）。第 2 に、①大統領が欠けている間又は②職務不能となり後任の大統領が選出されるまでの間は、憲法改正手続について定める第 89 条の規定を適用することができない（第 7 条第 11 項）。

内容的な限界として、共和政体は憲法改正の対象とすることができない（第 89 条第 5 項）。

2 憲法改正案の審議過程

(1) 概説

各議院における憲法改正案の審議は、次に掲げる点を除き通常の立法手続と同じとされる⁽²¹⁾。

①政府提出憲法改正案の場合、本会議における審議の対象が委員会において採択された案文ではない（委員会審査の段階で可決された修正案は、本会議審議の対象となる案文には反映されない）こと（第 42 条第 2 項）。(後述 (2) (ii) 参照)

②政府による審議加速手続（第 45 条）が適用されないこと。(後述 (4) 参照)

③下院においては、2008 年 7 月に第 44 条が改正されたことに伴い下院規則で導入された「審議時間のプログラム化 (temps législatif programmé)」⁽²²⁾の手続が適用されないこと。

そこで、以下では、フランス国会の各議院のインターネット・ホームページに掲載された立法手続に関する説明⁽²³⁾に依拠しつつ、適宜修正を加えながら、憲法改正案の審議過程を概観する（別図参照）。

(17) 現行憲法の政府原案について審議した憲法諮問委員会の作業グループは肯定論を示し、当時の司法大臣も、政治的には実施し難いとしつつもこの見解を受け入れたという。このことは、現行憲法の起草者にとって、第 89 条が議会に対抗して国民投票に頼る手段を政府に付与することを目指すものであったことを示すものと指摘されている。(François Luchaire et Gérard Conac (sous la direction), *La Constitution de la République française: analyses et commentaires*, Paris: Économica, 1980, p.964 (Daniel Gaxie 執筆))

(18) 「審署 (promulgation)」とは、「国家元首が、法律の存在を公式に認証し、かつ、それに執行力を与える行為」と説明されている (ギリアン・ヴァンサン編著 (中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳) 前掲注(7), p.343)。

(19) Lascombe et al., *op.cit.*(15), p.1462 は、「共和国大統領は、最終的に採択された法律が政府に送付されてから 15 日以内にこれを審署する。」と定める第 10 条第 1 項を挙げて審署が義務的であるとする。これに対し、Luchaire et al. (sous la direction), *op.cit.*(16)は、同条が憲法改正の場面で適用され、大統領は審署を義務付けられるのか、という問いを示した上で、大統領による審署は修正のための再審議要求 (同条第 2 項) と表裏一体の関係にあるが、両院合同会議には憲法改正案の修正権限はないのではないか、等の問題点を指摘している。これらの議論からすれば、憲法的法律の審署を行う法的根拠についての確立した解釈は存在しないのではないかと考えられる。「共和国大統領による法律の審署の形式に関する 1959 年 5 月 19 日のデクレ第 59-635 号」も、憲法的法律の審署の形式について規定を設けていない。もっとも、Luchaire et al. (sous la direction), *ibid.*によれば、この問題は実際にはほとんど関心を呼んでいないとされる。ちなみに、1946 年に制定された旧憲法 (いわゆる第 4 共和制憲法) 第 90 条は、憲法改正案が大統領によって憲法的法律として審署される旨を明記していた。

(20) 「法律及び一定の行政行為の公布の形式及び効果に関する 2004 年 2 月 20 日のオルドナンス第 2004-164 号」第 2 条は、法律が官報において公布される旨を規定する。

(21) Assemblée nationale, *op.cit.*(6)

(22) 議事協議会 (本会議の議事日程を協議する機関) の判断によって 1 つの法律案の審議時間の上限を定められるという仕組みであり、その場合、各会派の発言時間に制限が加えられることになる (徳永貴志「フランス議会の復権はなされたか—2008 年憲法改正以後の法案審議—」『和光経済』46 巻 2 号, 2014.2, p.42. <https://wako.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=3183&file_id=22&file_no=1> 参照)。

(2) 委員会における審査

各議院に提出された憲法改正案は、まず委員会に付託される（第 43 条）。具体的には、議院理事部（Bureau de l'Assemblée）を経て⁽²⁴⁾、議長が委員会に付託する（下院規則第 85 条第 1 項及び上院規則第 24 条第 1 項）。改正内容によっては、参考意見（avis）の提出のために他の関係委員会にも付託されることがある。この場合、参考意見の提出のために憲法改正案が付託された委員会と区別するために、憲法改正案の審査を担当する委員会を「主務委員会（commission saisie au fond）」と呼ぶ。

(i) 委員会報告者の役割

委員会においては、当該憲法改正案についての委員会報告者（rapporteur）の指名が行われる。

一般に、フランス国会における委員会報告者の役割は、単に委員会における審査結果を本会議において報告するにとどまらないものであり、他国の国会における委員会報告者よりも積極的かつ決定的なものであると評されている⁽²⁵⁾。すなわち、委員会報告者は、①関係省庁との打合せ、②利害関係団体や有識者からの意見聴取、③広範な参考資料の収集などを通じて法律案に関する様々な情報を収集した上で⁽²⁶⁾、報告書（rapport）案を作成し、必要に応じて法律案に対する修正案を自ら作成するなどして、委員会の結論を方向付ける（多くの場合、その意見は尊重され、その修正案は可決される。）⁽²⁷⁾。本会議においては、委員会の見解や修正案について、委員会を代表して説明を行う⁽²⁸⁾。こうした委員会報告者の役割は、憲法改正案の審査においても変わりはない。

委員会における憲法改正案の審査（examen）は、委員会報告者が作成した報告書案に基づいて行われる。審査は、①委員会報告者による検討結果の報告、②全体審査（discussion générale）、③逐条審査（examen des articles）の順に進められる⁽²⁹⁾。全体審査においては、委員から憲法改正案全体についての意見表明等が行われる。逐条審査においては、憲法改正案の各条について委員会に提出された修正案（(ii) 参照）について表決が行われ、その後当該条についての表決が行われる。憲法改正案の全ての条について採決が終了したら、最後に憲法改正案の全体についての表決が行われる。

⁽²³⁾ Assemblée nationale, “La procédure législative,” *Fiche de synthèse*, n° 32, 2014.4.28. <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-legislatives/la-procedure-legislative>>; Sénat, “La procédure législative.” <http://www.senat.fr/role/fiche/procedure_leg.html>

⁽²⁴⁾ 議院理事部は、議長、副議長（下院 6 名、上院 8 名）、財務担当理事（両議院とも 3 名）及び書記担当理事（下院 12 名、上院 14 名）によって構成される機関であり、憲法や議院規則で定められた様々な権限を行使する。政府提出法律案については、第 39 条第 2 項で議院理事部に提出することが定められている。議員提出法律案については、歳入の減少又は歳出の創設若しくは増加をもたらすものは受理されないこととなっており（第 40 条）、議院理事部がその判断を行うこととされている（下院規則第 89 条第 1 項及び上院規則第 24 条第 4 項）。

⁽²⁵⁾ Sénat, *op.cit.*⁽²³⁾

⁽²⁶⁾ Assemblée nationale, “L'examen des textes en commission,” *Fiche de synthèse*, n° 35, 2014.4.16. <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-legislatives/l-examen-des-textes-en-commission>>

⁽²⁷⁾ Sénat, *op.cit.*⁽²³⁾

⁽²⁸⁾ Assemblée nationale, “Rapporteur,” *Petit lexique parlementaire*. <http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/lexique.asp#P83_16510>

⁽²⁹⁾ Assemblée nationale, *op.cit.*⁽²⁶⁾; Sénat, “L'examen des textes en commission.” <http://www.senat.fr/role/fiche/exam_com.html>

なお、審査に先立ち、憲法改正案について担当大臣又は大臣補佐（Secrétaire d'État）⁽³⁰⁾や有識者から意見聴取を行う聴聞（audition）が行われることもある。聴聞は、委員会が会議を開いて行うこともあれば、委員会報告者が単独で行うこともある⁽³¹⁾が、前者の場合であっても審査とは区別される形で会議録等では取り扱われている。ただし、担当大臣に対する聴聞が憲法改正案の全体審査（の一部）を兼ねているような例も見られる⁽³²⁾。

委員会における審査が終了すると、委員会報告者は議長に報告書を提出する。報告書は、委員会における討論の内容及び審査結果のほか新旧対照表その他の参考資料を含むもので、大部なものとなることも少なくない。報告書は、議長への提出後数日以内に各議員に配付される。

（ii）修正案の扱い

第44条第1項は、国会議員又は政府が組織法律（loi organique）⁽³³⁾で定める範囲内において議院規則で定める要件の下に本会議又は委員会において修正案提出権（droit d'amendement）を行使することができる旨を定めている。いずれの議院においても、議員は自らが所属する委員会以外の委員会に付託されている法律案に対する修正案を当該委員会に提出することが可能となっている⁽³⁴⁾。

従来、政府提出法律案については、本会議における審議の対象となるのは委員会で採択された案文（texte）ではなく政府が提出した案文又は他の議院から送付を受けた案文とされていたが、2008年7月の憲法改正により、委員会の強化策の一環として、委員会で採択された案文を対象とするように改められた（第42条第1項）⁽³⁵⁾。しかしながら、政府提出憲法改正案については、従来の扱いが維持されている（同条第2項）ことから、委員会で可決された修正案であっても改めて本会議に提出しなければ審議の対象とはされない。2008年7月の憲法改正に先立ち政府の諮問を受けて憲法改正の諸提案を行ったバラデュール委員会⁽³⁶⁾の報告書は、この点については理由を明らかにしていない⁽³⁷⁾が、憲法の改正には政府による保証を得る必要があ

(30) 政府の職階上、大臣に次ぐ位置にある政府の構成員を指す（ギリアン・ヴァンサン編著（中村ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳）前掲注(7), p.390）。

(31) 委員会報告者が法律案について実施する聴聞は、所属委員全員に公開される形で行われる（下院規則第46条）。また、報道機関や一般に公開される形で実施されることもある。

(32) Assemblée nationale, *op.cit.*(26)は、報告書案の審査の直前に大臣に対する聴聞が行われた場合には、委員会は、聴聞及びこれに伴う討論をもって全体審査とみなすことができる旨を述べている。

(33) 「組織法律」とは、公権力の組織及び運営の態様を定めるものであり、その制定には特別の手続が必要とされる（古賀ほか 前掲注(8), p.42 参照）。なお、「loi organique」の観念は「法律」という特定の形式を指して用いられるものではなく内容的なものであり、その実質も国家機関の組織に関わる規範に限られるわけでもないの、むしろ「憲法附属法」と訳するのが適当であるとの指摘も見られる（大石真『フランス共和国憲法概要』（参憲資料第3号）参議院憲法調査会事務局, 2001, p.7）。

(34) ただし、下院にあっては修正案は理事部又は委員会に提出できる（下院規則第98条第2項及び第86条第5項）のに対し、上院にあっては修正案は理事部に提出され、理事部が所管委員会に付託する仕組みとなっている（上院規則第48条第2項）。

(35) 徳永貴志「フランス議会における審議の合理化—2009年議院規則改正についての覚書—」『一橋法学』9巻3号, 2010.11, pp.786-787. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/18757/2/hogaku0090301130.pdf>> 等参照。

(36) 正式名称は、「第5共和制の諸制度の現代化及び均衡回復についての検討及び提案に関する委員会（Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V^e République）」であるが、委員長であったエドゥアル・バラデュール（Édouard Balladur）元首相の名前を冠して「バラデュール委員会」と呼ばれている。同委員会及びその報告書の概要については、三輪和宏「フランスの統治機構改革—2008年7月23日の共和国憲法改正—」『レファレンス』700号, 2009.5, pp.62-65. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999607_po_070005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 等参照。

るからなどと説かれている⁽³⁸⁾。国の基本法である憲法が改正されると、それに伴い様々な立法上・行政上の措置が必要になることから、憲法改正の内容は実行可能なものでなければならないという趣旨と解される。なお、議員提出憲法改正案については、以前から委員会が採択した案文が本会議審議の対象とされる扱いである。

(3) 本会議における審議

委員会の審査が終了した憲法改正案は、検討の場を本会議に移すこととなるが、本会議で審議されるためには議事日程に登載される必要がある⁽³⁹⁾。

本会議における憲法改正案の審議は、第42条第3項に規定する期間の要件に従って行うこととされている(第89条第2項)。具体的には、第1読会⁽⁴⁰⁾における本会議の審議は、先議の議院(以下「先議院」という。)にあっては憲法改正案の提出(dépôt)後6週間が経過した場合に限り、後議の議院(以下「後議院」という。)にあっては先議院からの憲法改正案の送付(transmission)⁽⁴¹⁾から4週間が経過した場合に限り、行うことができる。第42条第3項に規定する期間の要件は、2008年7月の憲法改正で加わったものであり、その趣旨は、本会議での審議に先立つ委員会における審査時間の充実にあるとされる⁽⁴²⁾。

本会議における審議は、委員会審査の場合と同様に、①全体審議(discussion générale)、②逐条審議(discussion des articles)の順で行われる。

全体審議では、政府提出憲法改正案の場合、所管大臣、委員会の報告者の順で発言し、次いで各会派の長によって登録された議員が発言する。議員提出憲法改正案の場合には、委員会の報告者と所管大臣の発言順が入れ替わる。具体的には、憲法改正案の全体についての趣旨説明、委員会審査の結果報告、賛否の表明など(「意見表明(présentation)」と総称されている。)が行われる⁽⁴³⁾。

次の逐条審議においては、憲法改正案の各条に対する修正案についての討論も行われる。(2)(ii)で述べたように、政府提出憲法改正案の場合、本会議審議の対象となるのは委員会において採択された案文ではなく政府が提出した案文であることから、委員会において可決された修正案であっても、改めてその採否について審議が行われる。修正案の提出者が趣旨説明を行った後、担当大臣及び委員会報告者が当該修正案に対する賛否を表明し、表決が行われる。修正案に対する担当大臣の態度表明は、議員提出憲法改正案の場合にも行われるものであり、憲法改正の実行可能性に配慮したものと解される。当該条に対する全ての修正案についての表

(37) Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, “Une V^e République plus démocratique,” 2007.10.29, pp.47-48. <http://www.comite-constitutionnel.fr/telechargements/Rapport_du_Comite_Une_Ve_Republique_plus_democratique.pdf>

(38) Luchaire et al. (sous la direction), *op.cit.*(16), p.1037 (Michèle Berthod 執筆) 参照。

(39) この旨を端的に定めた規定は憲法にはないが、第48条が議事日程の決定に関するルールを定めている。

(40) 「読会(lecture)」とは、「1つの議院による法律案の審議であって、当該議院の決定を表明する表決によって承認されるもの」(Michel de Villiers et Armel Le Divellec, *Dictionnaire du droit constitutionnel*, 8^e éd., Paris: Sirey, 2011, p.208)などと説明されている。英語では“reading”と表記され、我が国では「読会」と訳されているが、英国の国会等で採用されている「読会制」(ある法律案が可決・成立するまでに必ず所定の回次の読会を経る必要があるという審議方式)における読会とは異なる。

(41) 我が国の国会法(昭和22年法律第79号)第10章等では、両議院の間での議案のやり取りを示す用語として、「送付」のほか、議決内容に応じて「回付」や「返付」が用いられているが、フランスにおいてはこのような用語の区別も見られないことから、本稿においては全て「送付」で統一する。

(42) 三輪 前掲注(36), pp.74-75 等参照。

(43) 下院の本会議録を見ると、担当大臣及び委員会報告者の発言の後に全体審議が開始される扱いとなっている。

決の終了後、当該条についての賛否の表決が行われる。憲法改正案が複数の条から成るときは、この過程が各条について繰り返される。全ての条についての表決が終了したら、最後に、憲法改正案全体に対する賛否について表決が行われる。表決に先立ち、各会派は、憲法改正案に対する賛否及びその理由を示した態度表明演説（「投票の説明（explications de vote）」と呼ばれている。）を行うことができる。憲法改正案全体についての表決は、上院では上院規則第 59 条第 4 号で当然に記名投票とされるが、下院では無記名表決で行われることも少なからずある。

なお、定足数は、両議院ともに議員の過半数であるが、表決に先立って会派の長から定足数確認の要求がない場合には、表決に参加した議員の数にかかわらず表決は有効とされる⁽⁴⁴⁾。

（4）両議院の関係

先議院で採択された憲法改正案は、後議院に送付される。送付は、政府提出憲法改正案の場合は政府を介して、議員提出憲法改正案の場合は議長によって行われる（下院規則第 115 条及び上院規則第 65 条参照）。

憲法改正案は両議院によって同一の文言で採択される必要がある（第 89 条第 2 項）ことから、上院と下院において採択された憲法改正案の案文が一致するまで、両議院の間で憲法改正案の往復審議（navette. 「両院間回付手続」などと訳されるほか、発音どおりに「ナヴェット」と表記されることもある。）が続くことになる。

往復審議が続くように作用し得る仕組みとして、次のものが挙げられる。

第 1 に、憲法改正案の否決によって往復審議が必ずしも終了しないということがある。すなわち、憲法改正案の送付を受けた議院において当該憲法改正案が否決された場合であっても、先に当該憲法改正案を採択した議院では、当該議院が先に採択した案文について引き続き審議を行うことができる⁽⁴⁵⁾。また、政府提出憲法改正案については、第 1 読会の先議院で否決された場合であっても後議院に送付され、後議院において政府が提出した案文について審議を行うことが可能とされている⁽⁴⁶⁾。

第 2 に、先議院で採択され後議院に送付されることによって往復審議が開始された憲法改正案については、立法期（législature. 下院議員の総選挙から任期満了まで（5 年間）又は解散までの期間をいい、下院固有の制度である⁽⁴⁷⁾。）や会期（session）をまたいだ審議が可能となっているということがある。すなわち、下院においては立法期の終了とともに審議中の法律案は廃案となるが、立法期の終了時点で往復審議が始まっている法律案については、終了時点の案文を新たに選挙

(44) 古賀ほか 前掲注(8), p.38 参照。実際、第 14 次改正（1999 年）の際の第 1 読会の下院では、577 名中 83 名の議員しか参加しなかったものの憲法改正案が採択されている。

(45) 下院規則第 109 条第 2 項及び上院規則第 42 条第 6 項参照。

(46) Patrick Nguyen Huu, éd., Jean-Pierre Bonhoure et Pascal Brillant, *Les principales étapes de la procédure législative* (Connaissance de l'Assemblée N° 5), Assemblée nationale, 2000.10. <<http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/collection/5.asp>> この旨を端的に定めた規定は見当たらないが、案文が国会の 2 つの議院において連続して否決された場合であっても憲法第 45 条の両院協議会の手続を妨げない旨を規定する下院規則第 109 条第 1 項が参照されている（René Garrec, *Rapport*, n° 86 (2002-2003), Sénat, 2002.12.5, p.18. <<http://www.senat.fr/rap/102-086/102-086.html>> 等参照）。先議院で否決された場合であっても後議院で審議が行われることを前提とした規定ということであろう。なお、同項は政府提出法律案を対象を限定していないが、議員提出法律案が先議院（すなわち、提出議員が所属する議院）で否決された場合には、後議院への送付は行われない扱いとなっている（Huu, éd., Bonhoure et Brillant, *ibid.* 参照）。

(47) 古賀ほか 前掲注(8), p.36 等参照。

された下院の理事部に再提出（政府）又は再送付（上院議長）することによって、当該案文について審議を再開することが可能となっている⁽⁴⁸⁾。一方、上院においては、上院議員提出法律案については当該法律案が提出された常会（session ordinaire）⁽⁴⁹⁾（常会のはざまに提出された法律案については、提出直後の常会）の3回後の常会の冒頭において第1読会における審議が終了していない場合は廃案となる（上院規則第28条第2項）が、政府提出法律案及び下院で採択され送付された下院議員提出法律案については無期限に審議を継続・再開することができることとなっている⁽⁵⁰⁾。

最後に、憲法改正手続に固有の要因として、通常の立法手続にあっては、両議院の意思が一致しない場合、各議院の同数の代表者によって妥協案の作成が試みられる両院協議会（commission mixte paritaire）を経た上で最終的に下院の議決が優先される仕組み（審議加速手続）が設けられている（第45条）⁽⁵¹⁾のに対し、憲法改正の場面では両議院の権限は対等とされ、両院協議会の仕組みは適用されないということがある⁽⁵²⁾。

なお、両議院で意見が一致しなかった場合における第2読会以降の国会審議の対象は、不一致の部分に限られ（いわゆる「漏斗（entonnoir）」の原理⁽⁵³⁾）、両議院で一致した部分に関する修正案は基本的に提出できないこととされている（下院規則第108条第4項及び上院規則第48条第6項）。既に合意に達した条文について議論の蒸し返しが生じないようにするための仕組みと言える。

（5）政府提出憲法改正案についての両院合同会議における審議

憲法改正は、通常法律とは異なり、憲法改正案が両議院において同一の文言で採択されただけでは成立せず、国民投票によって承認される必要がある（第89条第2項）。ただし、政府提出憲法改正案については、大統領は、国民投票に代えて両院合同会議として招集する国会の審議に付することができる（同条第3項）。（1（3）～（4）参照）

両院合同会議は、憲法改正案の可否を決するのみで、これを修正することはできない⁽⁵⁴⁾。したがって、表決に先立つ討論の内容も、各会派による「投票の説明」（（3）参照）に限られている。これらは、両院合同会議の議決が国民投票に代替するものであることによる⁽⁵⁵⁾。「投票の説明」の前に、政府を代表して首相が憲法改正案の可決を求める演説を行うのが通例である⁽⁵⁶⁾。

(48) Assemblée nationale, *Que deviennent les textes en instance à l'Assemblée à la fin de la législature?* <http://www.elections-legislatives.fr/fiche_dep.asp>

(49) 国会は、10月の最初の平日から翌年の6月の最後の平日までが常会と定められている（第28条）。なお、特定の議事日程に関し、首相又は下院議員の過半数が要求する場合には、大統領のデクレによって臨時会（session extraordinaire）が招集される（第29条及び第30条）。

(50) Sénat, “L’application des règles de la caducité des propositions et projets de loi au Sénat.” <<http://www.senat.fr/role/caducite.html>>

(51) 古賀ほか 前掲注(8), p.41 等参照。「両院協議会」は、「(両院) 合同 (同数) 委員会」、「両院同数協議会」などと訳されることもある。

(52) Assemblée nationale, *op.cit.*(6)

(53) 両議院の間で議案の往復が繰り返されるうちに審議の対象が徐々に絞られてゆく様が漏斗の形状を想起させることから、このように呼ばれていると言う（徳永貴志「フランス憲法改正における修正案提出権の現代化」『工学院大学共通課程研究論叢』46巻2号, 2009, p.66. <<http://ci.nii.ac.jp/lognavi?name=nels&lang=jp&type=pdf&id=ART0009308449>> 参照）。

(54) Lascombe et al., *op.cit.*(15), p.1465 参照。両院合同会議規則第19条第1項は、両院合同会議の審議の結果は、同会議の議長によって「両院合同会議は、可決した。」又は「両院合同会議は、可決しなかった。」と宣言される旨を定めている。

(55) Assemblée nationale, *op.cit.*(6)

また、両院合同会議の議長⁽⁵⁷⁾は表決に加わらないのが慣例とされている⁽⁵⁸⁾。

なお、複数の憲法改正案が同一の両院合同会議の審議に付されることがあるが、この場合であっても、討論及び表決は改正案ごとに個別に行われている⁽⁵⁹⁾。

II 憲法改正の実際

1 これまでの憲法改正の状況

第5共和制憲法はこれまでのところ24回改正されており、直近の改正は「第5共和制の諸制度の現代化に関する2008年7月23日の憲法的法律第2008-724号」によるもの（以下「第24次改正」という。）である（別表1参照）。

24回の改正のうちの最初の2回は、第89条以外の手続によって実施された。すなわち、第1次改正（1960年）は、現在は廃止されている旧第85条第1項に規定する憲法改正手続⁽⁶⁰⁾によるものであり、第2次改正（1962年）は、大統領が政府提出法律案を国民投票に付することができる旨を定める第11条を根拠として国会の審議を経ずに行われたものであった（そのため、第2次改正は憲法的法律でなく通常法律⁽⁶¹⁾によって行われた。）。

第11条に基づく第2次憲法改正は、第5共和制の初代大統領であるシャルル・ド・ゴール（Charles de Gaulle）大統領によるものであった。このような憲法改正手続の合憲性については、当時激しい論争が繰り広げられた⁽⁶²⁾が、承認された憲法改正の内容は憲法典に組み込まれて運用されており、今日では多くの法学者が明白に違憲とは言えないとしているとされる⁽⁶³⁾。なお、同条は第24次改正により、有権者の10分の1の支持を得て国会議員の5分の1が発案する法律案が一定の場合に国民投票の対象となることになった⁽⁶⁴⁾ところ、改正後の同条が憲法改正手続に適用され得るのかどうかは明らかでないとの指摘がある⁽⁶⁵⁾。いずれにしても、

⁽⁵⁶⁾ 第16次改正（2003年）の際の両院合同会議では、首相ではなく司法大臣が演説を行った。また、第3次改正（1963年）の際の両院合同会議においては、政府側出席者による発言はなかった。

⁽⁵⁷⁾ 第89条第3項により、両院合同会議の理事部は下院の理事部とすることとされているため、両院合同会議の議長は下院議長が務めることとなる。

⁽⁵⁸⁾ Lascombe et al., *op.cit.*(15), p.1465. ただし、第12次改正（1999年1月）、第13～14次改正（1999年7月）及び第24次改正（2008年7月）の際の両院合同会議では、議長が賛成票を投じている。なお、各議院の本会議においても、議長又は議事進行役は憲法改正案の表決に加わらない例が大半を占めているが、賛成票を投じている例も散見される。

⁽⁵⁹⁾ 第13～14次改正（1999年）、第16～17次改正（2003年）、第18～19次改正（2005年）及び第20～22次改正（2007年）は、それぞれ、同一の日に招集された両院合同会議で可決されたものであるが、表決が個別に行われた結果、憲法改正案ごとに投票数や賛否の数が異なっている（別表1参照）。

⁽⁶⁰⁾ 旧第12章「共同体」中の規定の改正は、共和国の国会及び共同体の元老院が同一の文言で採択した法律による旨を定めていた。なお、共同体は、共和国と自由な決定行為によって第5共和制憲法を採択する海外領土の人民とによって創設されるものとされ（旧第1条第1項）、共同体の元老院は、共和国の国会と共同体の他の構成国の立法議会とがそれぞれの構成員の中から選出した代議員によって構成される審議機関であった（旧第83条）。共同体に関する規定は、第9次改正（1995年）によって削除された。

⁽⁶¹⁾ 「普通選挙による共和国大統領の選挙に関する1962年11月6日の法律第62-1292号」

⁽⁶²⁾ 日本語の文献として、井口秀作「フランス第五共和制憲法第11条による憲法改正について—1962年10月28日の人民投票の合憲性論争を素材として—」『一橋研究』18巻2号、1993.7, pp.1-25. <<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/5873/1/kenkyu0180200010.pdf>> 等参照。

⁽⁶³⁾ Luchaire et al. (sous la direction), *op.cit.*(16), p.438（Gérard Conac et Jacques Le Gall 執筆）参照。ただし、曖昧さを払拭するために憲法改正によって解決を図ることが望ましいとも指摘している。今日でも違憲とする見解の例として、Renoux et de Villiers (sous la direction), *op.cit.*(16), p.1044 参照。

1969年に再度第11条に基づく憲法改正が試みられたものの国民投票で否決され（後述2(1)参照）、これより後に実施された憲法改正の手続は、成立しなかったものを含め、全て第89条によっている⁽⁶⁶⁾。

これまでに成立した憲法改正は、全て政府が提出した憲法改正案によっている。

また、第89条の手続による改正のうち国民投票によって承認された改正は、第15次改正（2000年）1件にとどまる。

2 成立しなかった憲法改正の例

第24次改正に至るまでの間には、憲法改正が試みられたものの成立しなかった例も少なからずある。ここでは、①国民投票で否決された例、②政府提出憲法改正案の例、③議員提出憲法改正案の例に分けて簡単に紹介する⁽⁶⁷⁾。

(1) 国民投票で否決された例

1962年に第11条に基づく憲法改正を果たしたド・ゴール大統領は、同様に、地域圏の創設及び上院改革のための憲法改正を内容とする政府提出法律案を1969年4月27日に国民投票に付したが、その結果は反対が多数を占めた。国民の信任が得られなかったと判断した同大統領は、辞任した。

(2) 政府提出憲法改正案の例

成立しなかった政府提出憲法改正案の事例は、7件ある。その内訳は、①そもそも議事日程に登載されずに終わったものが1件（1993年3月11日にミッテラン大統領が上院に提出した公権力の組織に関する大規模な憲法改正案⁽⁶⁸⁾）、②両議院において同一の文言で採択されるに至らなかったものが2件（a. 1984年7月20日にミッテラン大統領が上院に提出した国民投票制度の拡充に関する第11条の改正案⁽⁶⁹⁾及びb. 1990年4月2日に同大統領が下院に提出した憲法院への付託権者の拡張に関する第61～63条の改正案⁽⁷⁰⁾）、③両議院において同一の文言で採択されたものの、大統領がそ

(64) 内容の詳細については、三輪 前掲注(36), pp.72-73; 横尾日出雄「フランス第五共和制憲法における国民投票制度と2008年7月23日憲法改正」『Chukyo lawyer』11号, 2009, pp.11-12. <<http://www.chukyo-u.ac.jp/educate/law-school/chukyolawyer/data/vol011/yokoo.pdf>>; 辻村みよ子『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』有信堂高文社, 2010, pp.76-80等参照。なお、改正後の第11条は、その適用のために必要な法律及び組織法律の定める条件に従い施行されることとなっているところ、「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日の組織法律第2013-1114号」及び「憲法第11条の適用に関する2013年12月6日の法律第2013-1116号」（服部 前掲注(13), pp.61-68参照）が2013年12月7日に公布され、2015年1月1日から施行されている。

(65) Luchaire et al. (sous la direction), *op.cit.*(16), p.417（Gérard Conac et Jacques Le Gall 執筆）参照。国民投票に付される議員提出法律案は国民投票の実施前に憲法院の審査を受けることとされているが、この場合に同院は憲法改正を目的とする法律案を国民投票に付することを認めない可能性があるとする。ちなみに、1962年の憲法改正国民投票に際してひそかに諮問を受けた憲法院は、否定的な見解を示したとされる（*ibid.*, p.430参照）。

(66) もっとも、第6次改正（1992年）に際してフランソワ・ミッテラン（François Mitterrand）大統領が第89条による憲法改正が失敗した場合に第11条の手続に訴えることを示唆したような例はある（Pierre Avril et Jean Gicquel, “Chronique constitutionnelle française: 1^{er} mai – 30 juin 1992,” *Pouvoirs*, No.63, 1992.11, p.182等参照）。

(67) ①～③の例を挙げるものとして Sénat, “Les révisions inabouties.” <http://www.senat.fr/evenement/revision/revision_inaboutie.html>、①及び②の例を挙げるものとして Lascombe et al., *op.cit.*(15), pp.1466-1470、②の例を挙げるものとして *Les révisions de la constitution de 1958* (Documents d'études Droit constitutionnel et institutions politiques n°1.20 édition 2007), Paris: Documentation française, 2007, p.5 参照。

(68) 同月実施された下院議員総選挙の結果政権交代が生じ、新政府は、当該憲法改正案を議事日程に登載しなかった。

の後の手続をとらないことで憲法改正手続が中止されたものが4件（別表2参照）⁽⁷¹⁾であり、両院合同会議又は国民投票で否決された例は今のところない。

このうち、③の事例については、第89条の文言上想定外であるとか、国会で可決された改正案はもはや提出者である大統領のものではないといった批判がある一方、政府提出法律案は所定の手続が完了するまではいつでも撤回が可能であるのだから、政府提出憲法改正案についても同様に考えられるという見解がある。また、大統領は一旦中止した手続を再開することができるのか、ということも問題となる。この点については、当該憲法改正案が廃案とならない限り大統領はいつでも両院合同会議又は国民投票に付することができる、とする見解がある。これに対しては、国会の審議結果は時間の経過によりたとえ議院の構成が変わっても失効することはない⁽⁷²⁾という理屈は、法的には許容され得るかもしれないが、政治的には妥当でない、といった批判がある。⁽⁷³⁾

（3）議員提出憲法改正案

議員提出憲法改正案は少なくない（後掲表4参照）が、両議院において同一の文言で採択された例はなく、その大半は委員会に付託された後委員会報告者の指名が行われないうまま廃案となっている。

上院ホームページに掲載された「成立しなかった〔憲法〕改正（Les révisions inabouties）」には、下院議員提出のもの及び上院議員提出のものがそれぞれ3事例⁽⁷⁴⁾掲載されている⁽⁷⁵⁾（なお、後述4（2）（iii）も参照）。

(69) 第1読会の上院で否決された（1984年8月8日）後に下院で可決された（同月23日）が、第2読会の上院で再度否決され（9月5日）、この段階で手続が中止された。なお、上院では、いずれも先決問題（question préalable）の動議が可決される形で否決された。先決問題の動議とは、本会議の議事日程に登載された事項に関して審議の必要がないことを決定させることを目的として提出されるものであり（ギリアン・ヴァンサン編著（中村ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳）前掲注(7)、pp.349-350等参照）、ある法律案についてこの動議が可決されると、その法律案は否決されたものとして扱われる。

(70) 第1読会の下院（1990年4月25日）及び上院（6月14日）、第2読会の下院（同月21日）及び上院（同月28日）で修正議決が繰り返され、手続が中止された。

(71) 別表2の1及び2の事例は、いずれも、両院合同会議で可決される可能性が低いと見て手続を中止したものとされる。なお、前者は第15次改正（2000年）によって、後者は第24次改正によって実現した（Luchaire et Conac (sous la direction), *op.cit.*(17), pp.978-980; Luchaire et al. (sous la direction), *op.cit.*(16), p.2002 (Pascal Jan 執筆); Renoux et de Villiers (sous la direction), *op.cit.*(16), p.1602等参照)。別表2の3及び4の事例は、1999年11月3日の大統領のデクレによって2000年1月24日に招集する両院合同会議の審議に付することとされていたところ、招集直前の同月19日のデクレによって先のデクレが廃止され、手続が中止された。3の改正の実現を危ぶんだためとされる（Lascombe et al., *op.cit.*(15), p.1321等参照）。

(72) 第3次改正（1963年）の際に、第3読会の下院において1961年7月18日に修正議決された憲法改正案に上院が同意したのは1963年12月18日であり、その間に総選挙が行われ下院の構成に変化が生じたものの手続が続行された例が、引き合いに出されている。

(73) Renoux et de Villiers (sous la direction), *op.cit.*(16), pp.1041-1042 参照。

(74) 上院議員提出憲法改正案3事例のうちの1つは、異なる上院議員が別々に提出した憲法改正案2件を一括して審議し、修正議決したものであり、憲法改正案の件数としては4件となる。

(75) Sénat, *op.cit.*(67) 先議院で採択されるにとどまったものを掲げているようであり、そうであれば、下院議員が2000年5月24日に提出した憲法改正案（第11立法期下院文書第2278号）や上院議員が同年6月22日に提出した憲法改正案（1999～2000年会期上院文書第432号）を含めてもよいであろう。

3 第24次改正までの憲法改正案の国会審議の状況

(1) 委員会審査の状況

憲法改正案の審査は、下院にあっては常任委員会である憲法的法律・法制・共和国一般行政委員会 (Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République)⁽⁷⁶⁾ が、上院にあっては同じく常任委員会である憲法的法律・立法・普通選挙・命令・一般行政委員会 (Commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale) が担当してきた (いずれの委員会も、「法律委員会 (commission des lois)」と略称されている)。政府提出憲法改正案の委員会報告者は、基本的に委員長が務めている。なお、参考意見のための他の委員会への付託は、下院においては第6次改正 (1992年) の際から、上院においては第19次改正 (2005年) の際から随時行われている。

これまでの改正例を見る限り、憲法改正案の審査は基本的に1日で、これとは別に審査の終了後に提出された修正案⁽⁷⁷⁾の審査のための会議が本会議における審議開始の直前に開かれるのが通例である。Iの2(2)(i)で述べたように、憲法改正案の審査に先立ち、所管の大臣又は大臣補佐や有識者に対する聴聞のために会議が開かれることもあり、これを全体審査と位置付けることもある。政府提出憲法改正案に関する質疑は、聴聞の場で行われ、憲法改正案の審査の場では、専ら委員間で憲法改正案の賛否や修正をめぐる討論が行われている。委員会による聴聞が行われない場合には、報告者が公開又は非公開でこれらの者から意見聴取を行うことが多い。

なお、一般論として、委員会は概して本会議開会直前の週に開かれ、このことが時としてアクロバチックな委員会運営 (中でも、法律案を正式に受理する前に聴聞を開始すること) につながっていたとの指摘がある⁽⁷⁸⁾が、この指摘は憲法改正案の審査にもおおむね当てはまる。実際、第18次改正 (2005年) 及び第24次改正の際には、第1読会の後議院である上院の法律委員会において、憲法改正案が先議院である下院から送付される前に有識者に対する聴聞会が開催されている。

(2) 本会議における審議の状況

第24次改正によって委員会審査の充実が図られるまで国会審議の中心は本会議にあったと言えるが、憲法改正案の審議日数はそれほど長くはないというのが実態である (表1参照)。

(76) 同委員会の概要については、澤村典子「憲法を所管する議会常任委員会の組織と権限—米・仏・伊・フィンランドを例として—」『レファレンス』686号, 2008.3, pp.100-103. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999677_po_068605.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照。

(77) 委員会における法律案の審査の終了後であっても、議員は修正案の提出が可能である (「憲法第34-1条、第39条及び第44条の適用に関する2009年4月15日の組織法律第2009-403号」第13条第2項は、本会議における案文の検討が開始されるまで提出が可能である旨を定める。なお、下院にあっては、下院規則第99条第1項により、議員の修正案は、原則として本会議における案文の審議が開始される3平日前の17時までに提出されなければならないこととされており、この規定は憲法改正案にも適用される (下院規則第118条第1項)。これに対し、上院にあっては、上院規則第50条により、関係委員会の要求に応じて議事協議会が提出期限を設定することとされている。) 一方、政府は本会議における討論の開始後は、事前に委員会に付託されなかった修正案を検討することに反対することができる (憲法第44条第2項) ことから、委員会は、法律案の審査終了後に提出された修正案について審査するため、本会議における審議が開始されるまでの間に会議を開くのが通例であり (下院規則第88条第1項は、このことを明確に規定している。上院規則には明文の規定は見当たらないが、上院のホームページでその旨が説明されている (Sénat, *op.cit.*(23))。)、この点は憲法改正案の場合も同様の取扱いとなっている。

(78) Jean-Eric Gicquel, “Les effets de la réforme constitutionnelle de 2008 sur le processus législatif,” *Le parlement français et le nouveau droit parlementaire* (Jus politicum: revue de droit politique, hors série 2012), Paris: Dalloz, 2012, p.80.

表 1 国会の両議院が憲法改正案を同一の文言で採択するまでに要した本会議の審議日数

	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	11 日	13 日	18 日
成立したもの	5	3	2	5	2	1	2	1	1	1
手続が中止されたもの	2				2					

※単位は件数。

(出典) フランス国会の上院及び下院のホームページに掲載されたデータを基に筆者作成。

これまで最も審議日数が長かったのは、過去最大規模の改正であった第 24 次改正⁽⁷⁹⁾の際の延べ 18 日間である⁽⁸⁰⁾。この時の本会議の審議時間の合計は、先議の下院が約 62 時間、後議の上院が約 50 時間であった⁽⁸¹⁾。本会議の審議に多くの日数を要したのは、多くの修正案が提出された（例えば、第 1 読会の下院では与野党の議員から 631 件の修正案が提出され、野党議員が提出したものを含め 107 件が可決された。）ためと言える⁽⁸²⁾。

(3) 両議院の関係

両議院間における法律案の往復審議について、下院のホームページでは「全ての条文が同一の文言で採択されない限り、往復審議は、第 2 読会、第 3 読会、さらには第 4 読会以降へと続く。」と説明している⁽⁸³⁾。同一政党内でも各議院の会派の自律性が高いため、両議院の意思が不一致となる場合は多いとされる⁽⁸⁴⁾上に、I の 2 (4) で述べたように憲法改正の場面では第 45 条の審議加速手続が適用されないことからすれば、通常法律を制定する場合よりも憲法改正案の往復審議が延々と続くことも予想され得るが、実際には、第 1 読会で両議院の意見が一致する場合は過半数を占めており、最も長くても第 3 読会の後議院で決着している（表 2 参照）。両議院ともに修正を経ずに政府が提出した原案どおりに憲法改正が行われた事例は第 8 次改正（1993 年）、第 13 次改正（1999 年）、第 15 次改正（2000 年）、第 22 次改正（2007 年）及び第 23 次改正（2008 年）の 5 例にとどまることからすれば、先議院が修正議決し、後議院がこれに同意す

表 2 国会の両議院が憲法改正案を同一の文言で採択するまでに要した読会数

	第 1 読会	第 2 読会		第 3 読会	
		先議院のみ	両議院	先議院のみ	両議院
成立したもの	14	2	3	3	1
手続が中止されたもの	2		1		1

※単位は件数。

(出典) フランス国会の上院及び下院のホームページに掲載されたデータを基に筆者作成。

(79) 第 24 次改正により、35 の条文が改められ、3 つの条文が全面的に書き直され、9 つの条文が追加され、改正箇所はおおよそ憲法の半分に及んだとされる（佐藤修一郎「第 11 章 憲法改正」植野妙実子編著『フランス憲法と統治構造』（日本比較法研究所研究叢書 82）中央大学出版部、2011、p.247）。

(80) 本会議の審議が翌日にまたがった場合も、審議日数 1 日と計算した。

(81) 会議録に記載された時刻に基づいて集計した。内訳は、第 1 読会の下院が 8 日間の審議で約 48 時間、上院が 6 日間の審議で約 33 時間 30 分、第 2 読会の下院が 2 日間の審議で約 14 時間 30 分、上院が 2 日間の審議で約 16 時間 30 分である。

(82) 一般に、修正案に対してはその作成者に一定の討論を行う機会が保障され、これに対する政府及び委員会報告者の意見、反対意見の表明、投票の説明等を経て採決することとなり、時間を要する手続を踏むことになる（徳永前掲注(53)、p.65 参照）。

(83) Assemblée nationale, *op.cit.*(23)

(84) 古賀ほか 前掲注(8)、p.41 参照。

るというパターンが多いということになる。

4 第24次改正後の憲法改正案の国会審議の状況

(1) 概況

1で述べたように、直近の憲法改正は2008年7月の第24次改正であるが、その後も憲法改正案は少なからず提出されている。こうした憲法改正案で、2016年1月末までに少なくとも第1読会の先議院における審議が終了しているものが、16件ある。その内訳は、政府が提出したものが3件、下院議員が提出したものが7件、上院議員が提出したものが6件である（別表3参照）。政府提出憲法改正案3件のうちの2011年の事例（別表3（1）の1）は、憲法改正案が両議院において同一の文言で採択されたものの、大統領がその後の手続をとらないことで憲法改正手続が中止された例（2（2）③参照）に新たな事例が加わったものと解されている⁽⁸⁵⁾。

(2) 第24次改正が憲法改正案の審議に及ぼす影響

3（2）で述べたように第24次改正は現行憲法の最大規模の改正であり、改正内容も多岐にわたっているが、改正の柱の一つに国会改革が挙げられている⁽⁸⁶⁾。国会改革の内容も様々であるが、ここでは、憲法改正案の国会審議に影響を及ぼし得るものとして、次の3点に注目したい。

- ①本会議における審議の対象を原則として委員会において採択された案文としたこと（第42条第1項）。ただし、この規定は、政府提出憲法改正案には適用されない（同条第2項）。
- ②第1読会における本会議の審議は、先議院にあっては憲法改正案の提出後6週間が経過した場合に限り、後議院にあっては先議院からの憲法改正案の送付から4週間が経過した場合に限り、行うことができるようになったこと（第42条第3項）。
- ③従来は政府が優先的に有していた各議院の本会議の議事日程決定権を、政府と各議院が分有することになったこと（第48条）。

(i) 本会議審議の対象となる案文

通常法律については、本会議における審議の対象となる法律案の案文が委員会において採択されたものとなることによって委員会審査の重要性が増したとされ、第42条改正の効果として、委員会の全ての討論に関係大臣が出席することが必要不可欠と考えられるようになった（議員の側からすれば提出した修正案に対する政府の態度が直ちに知られることを保障するものであり、大臣の側からすれば、委員会審査の過程で不本意な条文の修正が不用意に行われることを防ぐ。）、と指摘されている⁽⁸⁷⁾。

しかしながら、Iの2（2）（ii）で述べたようにこの規定は政府提出憲法改正案には適用され

⁽⁸⁵⁾ Lascombe et al., *op.cit.*(15), p.1475. この憲法改正案は、「欧州経済通貨同盟における安定、協調及び統治に関する条約」が加盟国における適用を求める財政均衡規範（財政上の「黄金律」とも呼ばれる。）の憲法規範化を目指してニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）大統領が2011年に提出したものであった。2012年の大統領選挙において「反緊縮財政・成長重視」を掲げてサルコジ大統領に勝利したフランソワ・オランド（François Hollande）大統領は、憲法第54条に基づき、同条約の批准に憲法改正が必要か否かの判断を求めて憲法院に提訴した。これに対し憲法院は、憲法改正を行わなくとも国内法上の措置によって同条約の批准が可能である旨の判断を同年8月9日に示した。これを受けて「財政の計画化及び統治に関する2012年12月17日の組織法律第2012-1403号」が制定された。同法及びこれに先立つ憲法院判決の概要については、木村琢磨「財政均衡条項をめぐるフランス法の動向—財政ガバナンス論の一断面—」『季刊行政管理研究』149号、2015.3, pp.4-19等参照。

⁽⁸⁶⁾ 三輪 前掲注36, p.73等参照。

ないから、政府提出憲法改正案については、従前どおり本会議が国会審議の中心になることが予想される。実際、第 24 次改正後に政府提出憲法改正案の審査を行っている法律委員会の会議録を見ても、委員会における憲法改正案の討論に担当大臣が参加している様子はいかようにも見えない⁽⁸⁸⁾。⁽⁸⁹⁾

(ii) 委員会における審査期間の確保

第 42 条第 3 項において第 1 読会の本会議における審議の前に一定の期間を設けた趣旨は、I の 2 (3) で述べたように、委員会における審査時間の充実にあるとされる。同項に規定する委員会の審査期間は憲法改正の場面においても適用されることになっている（第 89 条第 2 項）から、第 24 次改正が憲法改正の国会審議に何ら影響を及ぼさないということも言えないであろう。

実際、第 24 次改正までの事例を見ると、仮に改正後の規定が適用されていたとして先議院・後議院ともに要件を満たした改正は、第 14 次改正（1998 年）及び第 20 次改正（2007 年）の 2 件にとどまる。

それでは、具体的にどのような形で憲法改正案の委員会審査の充実が図られているのだろうか。

今のところ、委員会における審査は、憲法改正案について 1 日（担当大臣に対する聴聞に続く討論を全体審査とみなした場合は 2 日）、審査の終了後に提出された修正案について本会議の当日に審査を 1 日行うというパターン（3 (1) 参照）に大きな変化はなく、憲法改正案についての委員会審査の日数が増えるという形での変化は見られない。

委員会報告者の職務遂行に対しては、当該委員会の事務局職員が補佐を行う⁽⁹⁰⁾とはいえ、短時間で必要な意見聴取や必要に応じて修正案を作成する等した上で大部の報告書案を作成するのは極めて大変な作業と言える。実際、本会議審議の前に 2 か月の猶予期間を設けるべきである旨を提言したバラデュール委員会⁽⁹¹⁾の報告書では、法律案の提出から委員会審査開始までの期間が極めて短いため、委員会報告者が法律案を掘り下げて検討することができず委員会に提出される修正案が十分に準備されたものとなっていないとの現状分析を示していた⁽⁹²⁾。その意味で、委員会の審査期間の確保が委員会報告者による作業期間の確保につながる可能性はある。とはいえ、別表 1～3 に掲げた政府提出憲法改正案について委員会報告者の指名から憲法改正案の委員会審査の開始までの期間を第 24 次改正の前後で比較してみても（表 3 参照。た

⁽⁸⁷⁾ Jean-Jacques Urvoas, “La lente mais irrépressible renaissance des commissions parlementaires,” *Pouvoirs*, No.146, 2013.9, pp.23-24. 著者のジャン=ジャック・ユルヴォアス氏は、2012 年 6 月から下院法律委員会の委員長を務めていたが、2016 年 1 月 27 日に司法大臣に任命されたことに伴い、離任した。

⁽⁸⁸⁾ なお、下院では、下院規則第 117-1 条第 3 項により、委員会における政府提出憲法改正案の表決時に政府の構成員は出席できないことが明記されている。

⁽⁸⁹⁾ 例えば、2016 年 1 月 28 日に開催された下院法律委員会の冒頭、議事進行役を務めるジャン=イヴ・ル・ブイヨネク（Jean-Yves Le Bouillonnet）副委員長が、第 42 条に規定する手続によれば政府提出憲法改正案に関する討論の核心部分（l'essentiel du débat）は、本会議において、政府の出席を得て行われる旨を述べている（Assemblée nationale, Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République, *Compte rendu*, n° 44, 2016.1.28, p.2）が、この発言は、上の見方を裏付けるものと考えられる。

⁽⁹⁰⁾ Sénat, *op.cit.*(23); Assemblée nationale, *op.cit.*(26)

⁽⁹¹⁾ 前掲注 36 参照。

⁽⁹²⁾ Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, *op.cit.*(37), p.49.

だし、第24次改正前のデータは、両議院ともに委員会報告者の指名日が確認できた1998年9月以降のものである。)、第24次改正後の事例が少ないこともあり、この点について一定の傾向を見出すのは困難である。一方、憲法改正案を正式に受理する前から委員会報告者の指名を行う例は第24次改正後においても見られるところであり、第42条第3項に規定する期間ではなお作業期間として不足な場合もある模様である。結局のところ、委員会報告者に与えられる作業期間は、憲法改正案の内容はもとより、その時々の方針課題や政治情勢によっても左右されるものであり、文字どおりケース・バイ・ケースということであろう。

以上から、委員会における審査期間の確保が憲法改正案の審査に及ぼす影響は、現時点においては、必ずしも外形的な特徴として捉えることはできないように思われる。

表3 政府提出憲法改正案について委員会報告者の指名から委員会審査開始までの期間

		7日 未満	7～ 13日	14～ 20日	21～ 27日	28～ 34日	35～ 41日	42～ 48日	49～ 55日	56～ 62日	63～ 69日	70～ 99日	100～ 199日	200～ 299日
先議	～2008年*	3	2	1	1	2			1	1	1		1	1
	2009年～				1	1				1				
後議	～2008年*			4	2	1	2	1	1		1	1	1	
	2009年～			1				1						

※指名日から起算して審査（聴聞に付随するものを除く。）の開始日の前日までの日数。

※単位は件数。

* 1998年9月以降に提出された政府提出憲法改正案を対象とする。

（出典） フランス国会の上院及び下院のホームページに掲載されたデータを基に筆者作成。

（iii）本会議の議事日程決定権の政府と議院による分有

本会議において法律案が審議されるためには議事日程に登載される必要があるが（Iの2（3）参照）、第24次改正前の第48条第1項は、両議院の議事日程には政府提出法律案及び政府が受け入れた議員提出法律案の審議が優先的かつ政府の定めた順序に従って登載される旨を定め、各議院が議事日程の優先権を有する本会議は月1回に限られていた（同条第3項）。

第24次改正後の第48条では、従来政府が圧倒的な決定権を有していた議事日程は各議院が決定するという原則が定められた上で、政府に議事日程決定の優先権が認められるのは4週間で2週間の本会議に限られることとなり（ただし、これとは別に予算法律案等一定の法律案については、政府が議事日程に優先的に登載することを要求できることとされている。）、議事日程の決定権が政府と議院に分有されるようになった。また、月に1回の本会議の議事日程は、野党会派及び少数会派の発議に基づいて決定されることになった。⁽⁹³⁾

2（3）で述べたように、これまでのところ議員提出憲法改正案によって憲法改正が行われた例は皆無であるが、その理由として政府が長年にわたって議事日程を支配し、政府が望む議員提出憲法改正案を国会で審議されるようにし、それ以外の議員提出憲法改正案を「葬る（enterrer）」ことができたということが指摘されている⁽⁹⁴⁾。そうであってみれば、議事日程の決定権が議院にも分有されることによって、議員提出憲法改正案の審議状況にも変化が生じる可能性があり、実際その兆しも見られる。

第24次改正前は、議員提出憲法改正案が先議院で採択されても、後議院において議事日程に

⁽⁹³⁾ 勝山教子「フランス下院規則の改正と運用に関する覚書—2008年7月の憲法改正を契機として—」『同志社法学』64巻7号、2013.3、pp.505-508等参照。

⁽⁹⁴⁾ Ardant et Mathieu, *op.cit.*(11)

登載されることはなかった。ところが、2011年12月8日になって、2000年5月3日に下院で採択された下院議員提出の憲法改正案（2（3）で紹介した上院ホームページの「成立しなかった〔憲法〕改正」に掲げられているもの）が10年以上の時を経て上院で修正議決され、下院に送付されるという出来事があった。上院における審議は、社会党とヨーロッパ・エコロジー＝緑の党との統一会派に割り当てられた議事日程に登載されたことによって実現したものであり、第24次改正の結果本会議の議事日程が野党会派に割り当てられるようになった効果と言える。なお、この下院議員提出憲法改正案は、下院において立法期が改まった2012年7月2日に上院議長によって下院に再送付されており、現在も往復審議の過程にある。⁽⁹⁵⁾

また、そもそも2008年の第24次改正前の国会では議員提出憲法改正案が本会議で審議されること自体がまれであったが、第24次改正後の2009年から2016年1月末までの約8年間に提出された議員提出憲法改正案で本会議において審議されたものの件数は、両議院ともに、既に現行憲法の施行（1958年）から第24次改正（2008年）までの約50年間で達成された審議件数に到達している上に、審議率（提出された議員提出憲法改正案が本会議において審議される割合）も、下院で約3倍、上院で約5倍に増加している。（表4参照）

このように、議員提出憲法改正案の国会審議は第24次改正前よりも活性化してきているが、採択される率はむしろ低下している（表4参照）。手続の面では議員提出憲法改正案を政府の意向と無関係に議事日程に登載することが可能となったものの、実際問題として、政府が反対する憲法改正案を採択するのはほぼ不可能ではないかとの指摘もある⁽⁹⁶⁾。

表4 議員提出憲法改正案の本会議における審議状況の変化

	1958～2008年			2009年～2016年1月		
	提出件数	審議件数（うち採択件数）	審議率*	提出件数	審議件数（うち採択件数）	審議率*
下院	304	7 (4)	2.3%	98	7 (1)	7.1%
上院	152	5 (5)**	3.3%	36	6 (3)	16.7%

* 提出件数中に占める審議件数の割合。小数点第2位を四捨五入した。

** 2件の憲法改正案が同時に審議に付され採択された事例については、2件と計算した。

（出典） フランス国会の上院及び下院のホームページに掲載されたデータの集計結果を基に筆者作成。

おわりに

第5共和制憲法の特徴の一つとして、政府が国会に優位する統治構造を確立したことが挙げられる⁽⁹⁷⁾。これは、第3共和制（1875～1940年）及び第4共和制（1946～58年）における国会優位の統治構造が安定した政府の構築を妨げたことへの反省から、政府の安定・強化を目指すとともに、国会の権限を大幅に縮小するものであった。こうした政府優位の統治構造が国会審議の在り方にも反映されているわけであるが、それは、日本国憲法第41条で国会を国権の最高機関と定める我が国とは根本的に異なるものと言える。

1970年代以降、フランスでは国会強化のための改革が徐々に進み、第24次改正で大幅な国

⁽⁹⁵⁾ 上院においては下院で採択され送付された下院議員提出法律案の審議を無期限に継続・再開することができることとなっているために実現した審議でもあった。下院における立法期と法律案の関係を含め、Iの2（4）参照。

⁽⁹⁶⁾ Ardant et Mathieu, *op.cit.*(11) *Assemblée nationale, op.cit.*(6)も、第89条に規定する手続は、政府と両議院との間でコンセンサスが存することを要求するという特徴を備えており、大統領、首相又は1議院の抵抗は、憲法改正の成就を妨げるに足りる、とする。

⁽⁹⁷⁾ 井上武史「CHAP.3 フランス」初宿正典編『レクチャー比較憲法』法律文化社、2014、pp.64-67等参照。

会権限の強化が図られた⁽⁹⁸⁾ものの、政府優位の統治構造に変更はないと評されている⁽⁹⁹⁾。加えて、そもそも第24次改正による国会改革の諸方策は憲法改正案については通常法律案ほどには徹底されていないことから、憲法改正案の国会審議に及ばず影響も限定的なものにとどまっているように思われる。とはいえ、あくまでも限られた事例の中での観察結果であり、今後さらに事例が積み重ねられることによって、より傾向が明らかになる可能性もあるであろう。

Ⅱの4(1)で紹介したように、2016年1月末時点において第1読会における先議院の審議が終了し手続が進行中の憲法改正案も存在するが、オランド大統領は、2015年12月23日に新たな憲法改正案を下院に提出した。これは、同年11月13日に首都パリで発生した同時多発テロ事件を契機に立案されたもので、①緊急事態条項の新設⁽¹⁰⁰⁾及び②国民の生活に重大な侵害をもたらす犯罪によって有罪判決を受けた重国籍者である生来のフランス人の国籍を剥奪する場合の要件を法律で定めるための根拠規定の創設を内容とする。2016年1月末時点で、下院の法律委員会における審査が終了した段階であるが、審査は委員会報告者の作業期間が極端に短い状態で行われた⁽¹⁰¹⁾。憲法改正案の内容のうち②については大きな議論となることが予想され、その成否は予断を許さない⁽¹⁰²⁾。

今後も、フランスにおける憲法改正の動向を注視してゆきたい。

(こばやし きみお・政治議会課)

(本稿は、筆者が憲法課在職中に執筆したものである。)

(98) 古賀ほか 前掲注(8), p.33 等参照。

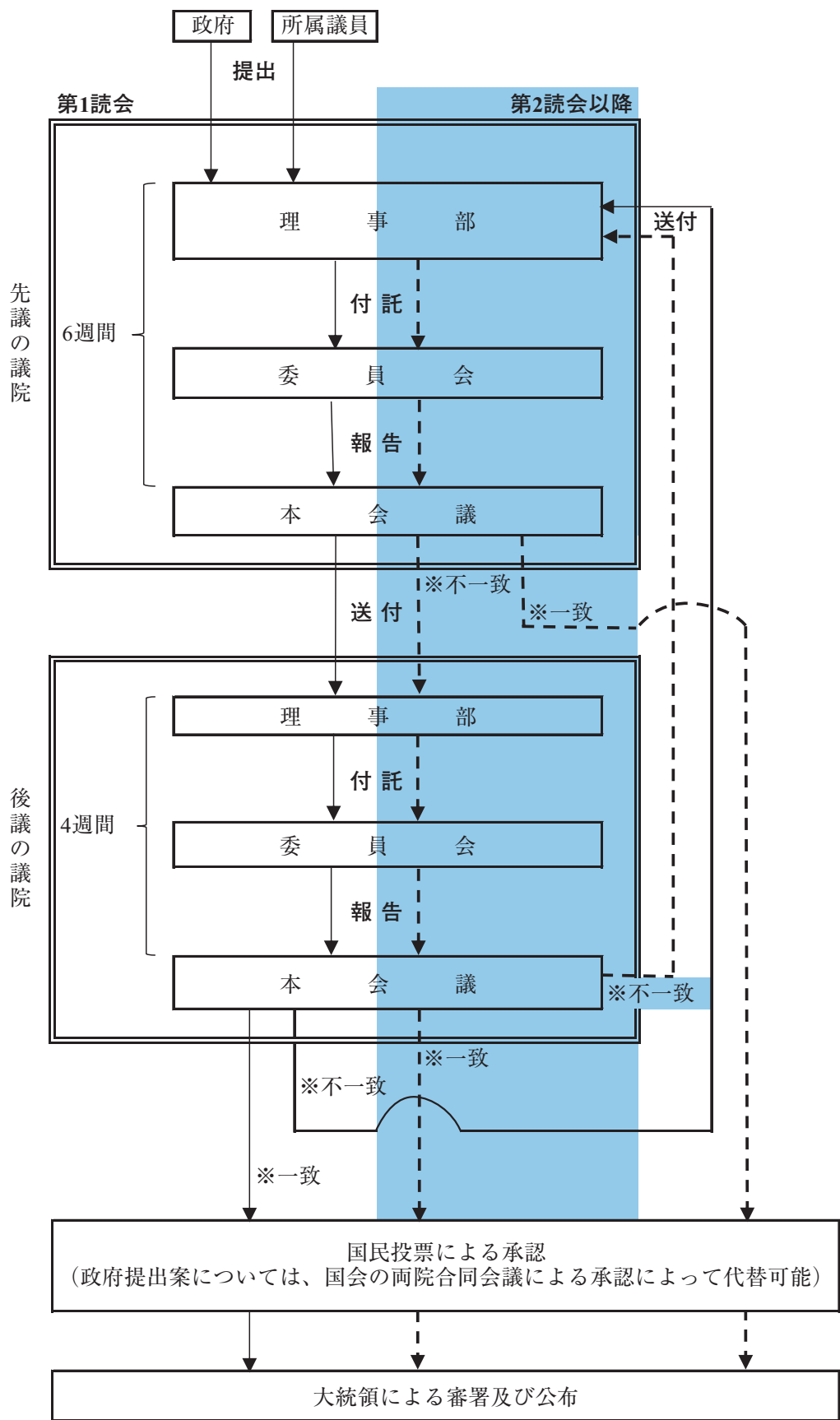
(99) 井上 前掲注(97), p.67 等参照。なお、2016(平成28)年2月に開催された国立国会図書館調査及び立法考査局主催の国際政策セミナー「グローバル化の中の議会の役割—欧州の経験から日本への示唆」(報告書が近刊予定)において、基調講演者のジャン=エリック・ジッケル氏(フランス・レンヌ第1大学法学・政治学部教授。前掲注(78)の論文の著者)も、同様の認識を示された。

(100) 現行憲法には大統領の非常権限(第16条)及び戒厳(第36条)に関する規定が設けられているが、これとは別に憲法上の明確な根拠に基づかない法律上の緊急事態制度がある(その内容及び2015年12月に行われた改正の概要については、次の文献を参照。矢部明宏「フランスの緊急状態法—近年の適用事例と行政裁判所による統制—」『レファレンス』748号, 2013.5, pp.5-26. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206691_po_074801.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>; 豊田透「【フランス】緊急状態延長法の制定—パリ同時テロをめぐって—」『外国の立法』No.266-1, 2016.1, pp.12-15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9593136_po_02660106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>; 井上武史「同時テロ事件以後のフランスの法的・政治的対応」白水社編集部編『パリ同時テロ事件を考える』白水社, 2015, pp.97-99)。オランド大統領は、2015年11月16日に国会の両院合同会議で演説を行い、憲法第16条及び第36条はテロ攻撃への対処には適さないと述べ、憲法改正の必要性を訴えていた(「オランド大統領が両院合同会議で演説」2015.11.20. 在日フランス大使館ホームページ <<http://www.ambafrance-jp.org/article9458#>>) (この演説の意味については、井上 同を参照)。

(101) もともと委員会報告者の指名の翌日に審査が行われる予定であったが、委員会報告者に指名されたユルヴォアス法律委員長が司法大臣に任命された(前掲注(87)参照)ことから審査の当日に委員会報告者が改めて指名される事態となった。このように委員会報告者の作業期間が極端に短かった例は、過去にも幾つか見られる。いずれも下院の例であるが、第15次改正(2000年)の際には委員会報告者の指名の当日、第23次改正(2008年)の際には委員会報告者の指名の翌日に委員会審査が行われている。なお、表3には掲げていないが、第3次改正(1963年)及び第8次改正(1993年)の際には、先議院・後議院ともに提出・送付の当日に委員会審査・議決が行われているほか、後議院の例では第4次改正(1974年)の際には送付の当日、第10次改正(1996年)の際には送付の翌日に委員会審査・議決が行われている。

(102) 豊田 前掲注(100), p.15 等参照。なお、前掲注(87)で述べたユルヴォアス氏の司法大臣就任は、憲法改正案の国籍剥奪規定に疑問を呈していたクリスチアヌ・トビラ(Christiane Taubira)前大臣が委員会審査の直前に辞任したことに伴うものであった(「テロ対策に疑義、仏司法相が辞任 有罪者の国籍剥奪案」『朝日新聞』2016.1.28 等参照)。2016年3月31日追記: この憲法改正案については、第1読会の下院(2月10日)及び上院(3月22日)において修正議決が繰り返された後、3月30日にオランド大統領が手続を中止する旨を表明した。

別図 フランスの憲法改正過程



(注) 実線の矢印は第1読会における流れを、破線の矢印は第2読会以降における流れを示す。
(出典) Sénat, “Projets et propositions de loi.” <<http://www.senat.fr/leg/index.html>> に収載された各法律案の関係資料のページに掲載された立法過程図 (“Comprendre la procédure”) 等を参考に筆者作成。

別表1 フランス第5共和制憲法の改正経過

改正年月日（法律番号*）				内 容				
1	1960.6.4（60-525 号）			85 条・86 条－フランス共同体加盟国の独立				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1960.5.4 提出（ド・ゴール大統領）				
			上 院	1960.5.10 審議開始 5.11 修正（賛成票: 280／反対票: 174）（審議日数 2 日）				
	共同体系元老院(1960.6.2 可決)			1960.5.12 送付 1960.5.17 審議開始 5.18 可決（賛成票: 146／反対票: 127）（審議日数 2 日）				
2	1962.11.6（62-1292 号）			6 条・7 条－大統領の直接選挙制				
	国会審議			—				
	11 条の国民投票(1962.10.28) ※10.2 のデクレ（ド・ゴール 大統領）で実施			有権者数	投票総数	有効投票総数	賛成票	反対票
				28,185,478	21,694,563	21,125,054	13,150,516 (62.3%)	7,974,538
3	1963.12.30（63-1327 号）			28 条－国会の会期の変更				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1960.12.15 提出（ド・ゴール大統領）				
			上 院	1960.12.15 審議開始 12.15 可決（賛成票: 510／反対票: 3）（審議日数 1 日）				
		第 2 読会	上 院	1960.12.16 送付 1960.12.16 審議開始 12.16 否決（賛成票: 85／反対票: 159）（審議日数 1 日）				
			下 院	1960.12.16 審議開始 12.16 修正（賛成票: 475／反対票: 6）（審議日数 1 日）				
			上 院	1960.12.16 審議開始 12.16 否決（賛成票: 68／反対票: 117）（審議日数 1 日）				
			第 3 読会	下 院	1961.7.18 審議開始 7.18 修正（無記名表決）（審議日数 1 日）			
	上 院	1963.12.18 審議開始 12.18 可決（賛成票: 214／反対票: 1）（審議日数 1 日）						
	両院合同会議（1963.12.20） ※12.18 のデクレで招集			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票
				725	558	335	557	1
4	1974.10.29（74-904 号）			61 条－憲法院への提訴権者の拡大				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1974.9.27 提出（ジスカール＝デスタン大統領）				
			上 院	1974.10.8 審議開始 10.10 修正（無記名表決）（審議日数 2 日）				
			上 院	1974.10.15 送付 1974.10.16 審議開始 10.16 修正（賛成票: 185／反対票: 91）（審議日数 1 日）				
		第 2 読会	下 院	1974.10.17 審議開始 10.17 修正（賛成票: 286／反対票: 192）（審議日数 1 日）				
			上 院	1974.10.17 審議開始 10.17 可決（賛成票: 186／反対票: 92）（審議日数 1 日）				
	両院合同会議（1974.10.21） ※10.18 のデクレで招集			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票
				764	761	457	488	273
5	1976.6.18（76-527 号）			7 条－大統領選挙期間中の事故への対応				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1976.2.10 提出（ジスカール＝デスタン大統領）				
			上 院	1976.4.21 審議開始 4.27 修正（賛成票: 295／反対票: 175）（審議日数 2 日）				
			上 院	1976.4.29 送付 1976.5.12 審議開始 5.12 修正（賛成票: 189／反対票: 88）（審議日数 1 日）				
		第 2 読会	下 院	1976.5.26 審議開始 5.26 修正（無記名表決）（審議日数 1 日）				
			上 院	1976.6.2 審議開始 6.2 修正（賛成票: 191／反対票: 87）（審議日数 1 日）				
		第 3 読会	下 院	1976.6.8 審議開始 6.8 可決（賛成票: 303／反対票: 180）（審議日数 1 日）				
	両院合同会議（1976.6.14） ※6.9 のデクレで招集			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票
				749	748	449	490	258
6	1992.6.25（92-554 号）			2 条－公用語の憲法規定化、54 条－憲法院への提訴権者の拡大、74 条－海外 領土の地位及び特別組織の規定のための手続に関する法律への授権、新 14 章＝88-1～88-4 条（追加）－マーストリヒト条約批准のための改正				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1992.4.22 提出（ミッテラン大統領）				
			上 院	1992.5.5 審議開始 5.12 修正（賛成票: 398／反対票: 77）（審議日数 4 日）				
			上 院	1992.5.13 送付 1992.6.2 審議開始 6.16 修正（賛成票: 192／反対票: 117）（審議日数 6 日）				
		第 2 読会	下 院	1992.6.18 審議開始 6.18 可決（賛成票: 388／反対票: 43）（審議日数 1 日）				
	両院合同会議（1992.6.23） ※6.19 のデクレで招集			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票
				679	665	399	592	73

7	1993.7.27 (93-952 号)			65 条・新 10 章=68-1～68-2 条 (追加)・93 条 (追加) - 閣僚の職務上の罪に対する裁判手続の簡素化、司法権の独立強化					
	国会 審議	第 1 読会	上 院	1993.3.11 提出 (ミッテラン大統領)					
			下 院	1993.5.27 修正 (賛成票: 198 / 反対票: 17) (審議日数 3 日)					
		第 2 読会	上 院	1993.5.28 送付					
			下 院	1993.6.22 審議開始 6.23 修正 (賛成票: 484 / 反対票: 23) (審議日数 2 日)					
			上 院	1993.7.1 審議開始 7.1 修正 (賛成票: 227 / 反対票: 91) (審議日数 1 日)					
	第 3 読会	下 院	1993.7.7 審議開始 7.7 修正 (無記名表決) (審議日数 1 日)						
両院合同会議 (1993.7.19) ※7.13 のデクレで招集				投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票	
				886	867	521	833	34	
8	1993.11.25 (93-1256 号)			53-1 条 (追加) - 経済難民の規制					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1993.10.21 提出 (ミッテラン大統領)					
			上 院	1993.10.27 審議開始 11.2 可決 (賛成票: 447 / 反対票: 85) (審議日数 2 日)					
		第 2 読会	下 院	1993.11.3 送付					
			上 院	1993.11.16 審議開始 11.16 可決 (賛成票: 229 / 反対票: 83) (審議日数 1 日)					
			両院合同会議 (1993.11.19) ※11.16 のデクレで招集				投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**
					875	855	513	698	157
9	1995.8.4 (95-880 号)			11 条 - 国民投票の対象事項の拡大、12 条・28 条・48 条・49 条・51 条 - 国会の会期の通年化、26 条 - 議員の不逮捕特権の制限、1 条 (削除)・2 条 (1 項) を 1 条に・5 条・68-3 条 (追加)・70 条・76 条 (削除)・88 条・13 章 = 77～87 条 (削除)・17 章 = 90～93 条 (削除) - フランス共同体及び経過規定の廃止					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1995.6.29 提出 (シラク大統領)					
			上 院	1995.7.10 審議開始 7.12 修正 (賛成票: 432 / 反対票: 89) (審議日数 3 日)					
		第 2 読会	下 院	1995.7.13 送付					
			上 院	1995.7.24 審議開始 7.26 修正 (賛成票: 214 / 反対票: 91) (審議日数 3 日)					
			両院合同会議 (1995.7.31) ※7.28 のデクレで招集。				投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**
					875	852	512	674	178
10	1996.2.22 (96-138 号)			34 条・39 条・47-1 条 (追加) - 社会保障財政法律の新設					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1995.12.20 提出 (シラク大統領)					
			上 院	1996.1.23 審議開始 1.25 修正 (無記名表決) (審議日数 3 日)					
		第 2 読会	下 院	1996.1.30 送付					
			上 院	1996.2.6 審議開始 2.7 可決 (賛成票: 214 / 反対票: 87) (審議日数 2 日)					
			両院合同会議 (1996.2.19) ※2.7 のデクレで招集				投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**
					879	869	522	681	188
11	1998.7.20 (98-610 号)			13 章 = 76～77 条 (追加) - ニュー・カレドニアの地位規定					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1998.5.27 提出 (シラク大統領)					
			上 院	1998.6.11 審議開始 6.16 修正 (賛成票: 490 / 反対票: 13) (審議日数 2 日)					
		第 2 読会	下 院	1998.6.16 送付					
			上 院	1998.6.30 審議開始 6.30 可決 (賛成票: 287 / 反対票: 10) (審議日数 1 日)					
			両院合同会議 (1998.7.6) ※7.1 のデクレで招集				投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**
					885	858	515	827	31
12	1999.1.25 (99-49 号)			88-2 条・88-4 条 - アムステルダム条約批准のための改正					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1998.7.30 提出 (シラク大統領)					
			上 院	1998.11.24 審議開始 12.1 修正 (賛成票: 469 / 反対票: 66) (審議日数 3 日)					
		第 2 読会	下 院	1998.12.1 送付					
			上 院	1998.12.16 審議開始 12.17 可決 (賛成票: 240 / 反対票: 34) (審議日数 2 日)					
			両院合同会議 (1999.1.18) ※1998.12.30 のデクレで招集				投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**
					884	870	522	759	111

13	1999.7.8 (99-568 号)			53-2 条 (追加) - 国際刑事裁判所の裁判権の承認					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1999.3.11 提出 (シラク大統領) 1999.4.6 審議開始 4.6 可決 (無記名表決) (審議日数 1 日)					
			上 院	1999.4.7 送付 1999.4.29 審議開始 4.29 可決 (賛成票: 308 / 反対票: 3) (審議日数 1 日)					
			両院合同会議 (1999.6.28) ※6.23 のデクレで招集。		投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票
		862	862	518	856	6			
14	1999.7.8 (99-569 号)			3 条・4 条 - 男女平等の促進					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	1998.6.18 提出 (シラク大統領) 1998.12.15 審議開始 12.15 修正 (賛成票: 82 / 反対票: 0) (審議日数 1 日)					
			上 院	1998.12.16 送付 1999.1.26 審議開始 1.26 修正 (賛成票: 163 / 反対票: 113) (審議日数 1 日)					
			第 2 読会	下 院	1999.2.16 審議開始 2.16 修正 (無記名表決) (審議日数 1 日)				
		上 院	1999.3.4 審議開始 3.4 修正 (賛成票: 289 / 反対票: 8) (審議日数 1 日)						
		第 3 読会	下 院	1999.3.10 審議開始 3.10 可決 (無記名表決) (審議日数 1 日)					
	両院合同会議 (1999.6.28) ※6.23 のデクレで招集。		投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票		
		831	783	470	741	42			
15	2000.10.2 (2000-964 号)			6 条 - 大統領の任期短縮					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	2000.6.7 提出 (シラク大統領) 2000.6.14 審議開始 6.20 可決 (賛成票: 466 / 反対票: 28) (審議日数 3 日)					
			上 院	2000.6.21 送付 2000.6.29 審議開始 6.29 可決 (賛成票: 228 / 反対票: 34) (審議日数 1 日)					
			国民投票 (2000.9.24) ※7.12 のデクレで実施。		有権者数	投票総数	有効投票総数	賛成票	反対票
		39,941,192	12,058,688	10,118,348	7,407,697 (73.2%)	2,710,651			
16	2003.3.25 (2003-267 号)			88-2 条 - 欧州逮捕状に関する規則の法律への授權					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	2002.11.14 提出 (シラク大統領) 2002.12.17 審議開始 12.17 修正 (無記名表決) (審議日数 1 日)					
			上 院	2002.12.18 送付 2003.1.22 審議開始 1.22 可決 (賛成票: 295 / 反対票: 23) (審議日数 1 日)					
			両院合同会議 (2003.3.17) ※2.27 のデクレで招集。		投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票
		880	875	525	826	49			
17	2003.3.28 (2003-276 号)			1 条・34 条・37-1 条 (追加)・39 条・72 条・72-1 条 (追加)・72-2 条 (追加)・72-3 条 (追加)・72-4 条 (追加)・73 条・74 条・74-1 条 (追加) - 地方分権改革、7 条 - 大統領選の第 2 回投票の期日規定の変更、13 条 - 海外公共団体等における国家代表の任命、60 条 - 憲法院が監視する国民投票の種類の明確化					
	国会 審議	第 1 読会	上 院	2002.10.16 提出 (シラク大統領) 2002.10.29 審議開始 11.6 修正 (賛成票: 197 / 反対票: 105) (審議日数 5 日)					
			下 院	2002.11.7 送付 2002.11.19 審議開始 12.4 修正 (賛成票: 346 / 反対票: 157) (審議日数 7 日)					
		第 2 読会	上 院	2002.12.11 審議開始 12.11 可決 (賛成票: 211 / 反対票: 108) (審議日数 1 日)					
	両院合同会議 (2003.3.17) ※2.27 のデクレで招集。		投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票		
		873	862	518	584	278			
18	2005.3.1 (2005-204 号)			60 条・88-1 条・88-5 条 (追加) - EU 憲法条約のための改正 ※他に EU 憲法条約の発効に伴い 15 章が全面改正されることになっていたが、同条約は 2005.5.29 の国民投票で批准が拒否された。					
	国会 審議	第 1 読会	下 院	2005.1.5 提出 (シラク大統領) 2005.1.25 審議開始 2.1 修正 (賛成票: 450 / 反対票: 34) (審議日数 4 日)					
			上 院	2005.2.1 送付 2005.2.15 審議開始 2.17 可決 (賛成票: 261 / 反対票: 27) (審議日数 3 日)					
			両院合同会議 (2005.2.28) ※2.18 のデクレで招集。		投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票
		892	796	478	730	66			

19	2005.3.1 (2005-205 号)			前文・34 条－2004 年環境憲章に伴う改正				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	2003.6.27 提出 (シラク大統領)				
			上 院	2004.5.27 審議開始 6.1 修正 (賛成票: 328 / 反対票: 10) (審議日数 3 日)				
	両院合同会議 (2005.2.28) ※2.18 のデクレで招集。			2004.6.1 送付				
				2004.6.23 審議開始 6.24 可決 (賛成票: 172 / 反対票: 92) (審議日数 2 日)				
			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票	
			665	554	333	531	23	
20	2007.2.23 (2007-237 号)			77 条－ニュー・カレドニアの有権者の定義規定				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	2006.3.29 提出 (シラク大統領)				
			上 院	2006.12.13 審議開始 12.13 修正 (無記名表決) (審議日数 1 日)				
	両院合同会議 (2007.2.19) ※2.9 のデクレで招集。			2006.12.14 送付				
				2007.1.16 審議開始 1.16 可決 (賛成票: 293 / 反対票: 12) (審議日数 1 日)				
			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票	
			870	814	489	724	90	
21	2007.2.23 (2007-238 号)			9 章＝67 条・68 条－大統領の免責及び罷免手続				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	2003.7.3 提出 (シラク大統領)				
			上 院	2007.1.16 審議開始 1.16 修正 (無記名表決) (審議日数 1 日)				
	両院合同会議 (2007.2.19) ※2.9 のデクレで招集。			2007.1.17 送付				
				2007.2.7 審議開始 2.7 可決 (賛成票: 164 / 反対票: 60) (審議日数 1 日)				
			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票	
			869	652	392	449	203	
22	2007.2.23 (2007-239 号)			66-1 条 (追加)－死刑の廃止				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	2007.1.17 提出 (シラク大統領)				
			上 院	2007.1.30 審議開始 1.30 可決 (無記名表決) (審議日数 1 日)				
	両院合同会議 (2007.2.19) ※2.9 のデクレで招集。			2007.1.31 送付				
				2007.2.7 審議開始 2.7 可決 (賛成票: 324 / 反対票: 2) (審議日数 1 日)				
			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票	
			876	854	513	828	26	
23	2008.2.4 (2008-103 号)			88-1 条・15 章＝88-1 条・88-2 条・88-4 条・88-5 条・88-6 条 (追加)・88-7 条 (追加)－リスボン条約批准のための改正				
	国会 審議	第 1 読会	下 院	2008.1.4 提出 (サルコジ大統領)				
			上 院	2008.1.15 審議開始 1.16 可決 (賛成票: 304 / 反対票: 77) (審議日数 2 日)				
	両院合同会議 (2008.2.4) ※1.30 のデクレで招集。			2008.1.17 送付				
				2008.1.29 審議開始 1.29 可決 (賛成票: 210 / 反対票: 48) (審議日数 1 日)				
			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票	
			893	741	445	560	181	
24	2008.7.23 (2008-724 号)			1 条・3 条－男女の平等な社会参画の対象となる職種の拡大、4 条－多元主義及び政党・政治団体の公平な参加の保障、6 条－大統領の連続 3 選禁止、11 条－法律案に関する国民投票制度の拡充、13 条－大統領による任命への国会委員会の関与、16 条－非常事態に関する憲法院の審査、17 条－集団的恩赦の禁止、18 条－大統領の声明制度の創設、24 条－国会の行政監視機能の明確化、国会議員の定数上限の設定、下院での在外フランス人代表の保障、25 条－国会議員の補充議員の範囲拡大、下院選挙区画定等の独立委員会の創設、34 条－法律事項の追加、34-1 条 (追加)－国会決議の導入、35 条－外国への軍事介入に関する国会の関与、38 条－オールドナンスの承認方法の厳格化、39 条－法律案の提出・審議要件の厳格化、41 条－議長による議員提出法律案の不受理制度の創設、42 条－法律案の国会審議の充実、43 条－常任委員会の強化、44 条－法律案の修正権の抑制、45 条－法律案修正案の提出先の明確化、両院協議会の開催要件緩和、議長の両院協議会開催要求権、46 条－組織法律の国会審議の充実、47 条・47-1 条－会計検査院の規定の削除 (移動)、47-2 条 (追加)－会計検査院の機能強化、48 条－議事日程規定の変更、49 条－政府の責任をかける法律案の制限、50-1 条 (追加)－政府の声明制度の創設、51-1 条 (追加)－会派の権利等の明示、51-2 条 (追加)－国会調査委員会の創設、56 条－憲法院裁判官の任命に関する国会の関与強化、61 条・61-1 条 (追加)－				

			62 条－憲法院の合憲性審査機能の強化、65 条－司法官職高等評議会の民主化、11 章＝69～71 条－経済・社会評議会の経済・社会・環境評議会への改組、11 章の 2＝71-1 条（追加）－権利擁護官の設置、72-3 条－海外地方公共団体の追加等、73 条－海外県及び海外州での調整措置に関する手続変更、74-1 条－法律の性格を有する規定の海外地方公共団体等の特別組織への適合、75-1 条（追加）－地域語規定の創設、87 条（追加）－フランス語圏規定の創設、88-4 条－国会欧州問題委員会の創設等、88-5 条－EU・EC への他国の加盟条約批准手続の特例、88-6 条－EU 司法裁判所への提訴要件、89 条－憲法改正案の国会審議の充実					
国会 審議	第 1 読会	下 院	2008.4.23 提出（サルコジ大統領）					
		2008.5.20 審議開始 6.3 修正（賛成票: 315／反対票: 231）（審議日数 8 日）						
	上 院	2008.6.3 送付						
	第 2 読会	下 院	2008.6.13 審議開始 6.24 修正（賛成票: 166／反対票: 123）（審議日数 6 日）					
上 院		2008.7.8 審議開始 7.9 修正（無記名表決）（審議日数 2 日）						
両院合同会議（2008.7.21） ※7.17 のデクレで招集。			2008.7.15 審議開始 7.16 可決（賛成票: 162／反対票: 125）（審議日数 2 日）					
			投票総数	有効投票総数	可決に必要な賛成票**	賛成票	反対票	
			905	896	538	539	357	

※「可決」は、他の議院から送付された憲法改正案に同意した場合を含む。

※本会議の審議が翌日にまたがった場合における議決日は、開会日の日付とし、この場合の審議日数は 1 日と計算した。

※審議日数には、投票の説明及び採決のみを行った日を含む。

* 2 は通常の法律、他は憲法的法律。

** 有効投票総数の 5 分の 3。

（出典） フランス国会の上院及び下院のホームページに掲載されたデータ、山岡規雄・元尾竜一「諸外国における戦後の憲法改正（第 4 版）」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』824 号, 2014.4.24. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8624126_po_0824.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 等を基に筆者作成。

別表2 国会で採択された後に手続が中止されたフランス第5共和制憲法の審議経過（1958～2008年）

			内 容
1			6条－大統領の任期短縮
	国会審議	下院	1973.9.11 提出（ボンピドゥー大統領） 1973.10.16 審議開始 10.16 可決（賛成票: 270／反対票: 211）（審議日数1日）
		上院	1973.10.18 送付 1973.10.19 審議開始 10.19 可決（賛成票: 162／反対票: 112）（審議日数1日）
		採択後の経過	1973.10.24 大統領が両院合同会議の招集を断念する旨を表明。
2			25条－閣僚となった議員の一時的代替
	国会審議	下院	1974.9.27 提出（ジスカール＝デスタン大統領） 1974.10.10 審議開始 10.10 修正（賛成票: 261／反対票: 209）（審議日数1日）
		上院	1974.10.15 送付 1974.10.16 審議開始 10.16 修正（賛成票: 174／反対票: 98）（審議日数1日）
		下院	1974.10.17 審議開始 10.17 修正（賛成票: 250／反対票: 218）（審議日数1日）
		上院	1974.10.17 審議開始 10.17 修正（賛成票: 181／反対票: 95）（審議日数1日）
		下院	1974.10.17 審議開始 10.17 修正（賛成票: 237／反対票: 223）（審議日数1日）
		上院	1974.10.17 審議開始 10.17 可決（賛成票: 182／反対票: 95）（審議日数1日）
			採択後の経過
			同日採択された61条の改正案についてのみ両院合同会議を招集（別表1の4参照）。
3			19条・65条・17章＝90条（追加）－司法官職高等評議会の構成及び権限の変更
	国会審議	下院	1998.4.15 提出（シラク大統領） 1998.6.2 審議開始 6.3 可決（賛成票: 407／反対票: 47）（審議日数2日）
		上院	1998.6.4 送付 1998.6.23 審議開始 6.24 修正（賛成票: 212／反対票: 95）（審議日数2日）
		下院	1998.10.6 審議開始 10.6 修正（無記名表決）（審議日数1日）
		上院	1998.11.18 審議開始 11.18 可決（賛成票: 274／反対票: 17）（審議日数1日）
			採択後の経過
			2000.1.24 に両院合同会議を招集する旨の1999.11.3のデクレが、2000.1.19のデクレによって廃止。
4			77条－ニュー・カレドニアに関する経過規定、新14章＝78条（追加）－フランス領ポリネシアの自治
	国会審議	下院	1999.5.26 提出（シラク大統領） 1999.6.10 審議開始 6.10 可決（無記名表決）（審議日数1日）
		上院	1999.6.15 送付 1999.10.12 審議開始 10.12 可決（賛成票: 309／反対票: 3）（審議日数1日）
			採択後の経過
			2000.1.24 に両院合同会議を招集する旨の1999.11.3のデクレが、2000.1.19のデクレによって廃止。

※「可決」は、他の議院から送付された憲法改正案に同意した場合を含む。

※審議日数には、採決のみを行った日を含む。

（出典） フランス国会の上院及び下院のホームページに掲載されたデータ等を基に筆者作成。

別表3 フランス第5共和制憲法の第24次改正後に提出された憲法改正案の国会審議の状況

(1) 政府提出憲法改正案

		内 容*
1		34条・39条・42条・46-1条(追加)・47条・47-1条・47-2条・48条・49条・61条・70条・88-8条(追加) - 公財政の均衡
	第1読会	下院 2011.3.16 提出(サルコジ大統領) 2011.5.3 審議開始 5.10 修正(賛成票: 321/反対票: 229) (審議日数3日)
		上院 2011.5.10 送付 2011.6.14 審議開始 6.15 修正(賛成票: 179/反対票: 152) (審議日数2日)
	第2読会	下院 2011.6.28 審議開始 6.28 修正(無記名表決) (審議日数1日)
		上院 2011.7.11 審議開始 7.11 修正(賛成票: 180/反対票: 152) (審議日数1日)
	第3読会	下院 2011.7.13 審議開始 7.13 可決(無記名表決) (審議日数1日)
2		64条・65条・65-1条(追加)・65-2条(追加) - 司法官職高等評議会の改革
	第1読会	下院 2013.3.14 提出(オランド大統領) 2013.5.28 審議開始 6.4 修正(賛成票: 303/反対票: 222) (審議日数2日)
		上院 2013.6.5 送付 2013.7.3 審議開始 7.4 修正(賛成票: 185/反対票: 21) (審議日数2日)
3		53-3条(追加) - 地域言語・少数言語のための欧州憲章の批准の承認
	第1読会	上院 2015.7.31 提出(オランド大統領) 2015.10.27 審議開始 10.27 否決(先決問題の動議を可決) (賛成票: 179/反対票: 155) (審議日数1日)

(2) 下院議員提出憲法改正案

		内 容*
1		72-5条(追加)・88-3条 - フランスに居住する非欧州連合市民である外国人に対する地方参政権の付与
	第1読会	下院 2010.1.14 提出 2010.3.25 審議開始 3.30 否決(賛成票: 212/反対票: 313) (審議日数2日)
2		23条 - 政府構成員の兼職禁止
	第1読会	下院 2010.9.1 提出 2010.10.14 審議開始 10.19 否決(賛成票: 212/反対票: 315) (審議日数2日)
3		88-2条 - 予算に関わる事項についての欧州連合の諸機関に対する国会の主権の維持
	第1読会	下院 2010.10.20 提出 2010.12.2 審議開始 12.7 否決(賛成票: 23/反対票: 410) (審議日数2日)
4		67条 - 大統領の民事・刑事責任、68-1条・68-2～68-3条(削除) - 共和国法院の廃止
	第1読会	下院 2011.10.18 提出 2011.12.1 審議開始 12.6 否決(賛成票: 146/反対票: 280) (審議日数2日)
5		34条 - 予算法律の遡及性の枠付け
	第1読会	下院 2012.12.19 提出 2013.6.6 審議開始 6.6 否決(無記名表決) (審議日数1日)
6		53-3条(追加) - 地域言語・少数言語のための欧州憲章の批准のための改正
	第1読会	下院 2013.12.10 提出 2014.1.22 審議開始 1.28 修正(賛成票: 361/反対票: 149) (審議日数2日)
7		2004年環境憲章5条 - 責任ある革新の原則の確立
	第1読会	下院 2014.10.14 提出 2014.12.4 審議開始 12.4 否決(無記名表決) (審議日数1日)

(3) 上院議員提出憲法改正案

		内 容*
1		7条の2(追加)・23条の2(追加) - 大統領及び政府構成員による企業等からの利益収受の禁止
	第1読会	上院 2010.7.1 提出 2010.10.28 審議開始 10.28 否決(賛成票: 152/反対票: 187) (審議日数1日)
2		45条 - 地方公共団体の組織を主な対象とする法律案に対する審議加速手続の不適用
	第1読会	上院 2010.10.21 提出 2010.12.8 審議開始 12.8 否決(賛成票: 45/反対票: 177) (審議日数1日)

3			2004 年環境憲章 5 条・7 条・8 条－予防原則が革新の原則でもあることの明確化
	第 1 読会	上院	2013.12.3 提出 2014.5.27 審議開始 5.27 修正（賛成票: 290／反対票: 44）（審議日数 1 日）
4			6 条－大統領の任期を 7 年とし、連続再選を禁止
	第 1 読会	上院	2014.7.23 提出 2014.11.18 審議開始 2015.1.29 否決（賛成票: 70／反対票: 264）（審議日数 2 日）
5			1 条・72 条－均衡のとれた地域代表の保障
	第 1 読会	上院	2014.12.19 提出 2015.2.3 審議開始 2.3 修正（賛成票: 205／反対票: 140）（審議日数 1 日）
6			39 条・88-8 条（追加）－法律により地方公共団体に新たな負担を課する場合の相殺
	第 1 読会	上院	2015.11.25 提出 2016.1.12 審議開始 1.12 修正（賛成票: 187／反対票: 149）（審議日数 1 日）

※ 2016 年 1 月末までに第 1 読会の先議の議院における本会議の審議が終了しているものに限る。

※「可決」は、他の議院から送付された憲法改正案に同意した場合を含む。

※審議日数には、採決のみを行った日を含む。

* 内容は、(1)の 1 のみ両議院で採択されたもので、他は提出時のもの。

(出典) フランス国会の上院及び下院のホームページに掲載されたデータを基に筆者作成。